

令和7年3月3日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	野村	美幸

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	簗	原	悠	太	朗						
副	市	長	原	亮	一							
教	育	長	橋	本	吉	史						
秘	書	広	報	室	長	馬	場	浩	義			
総	務	部	長	秋	山	勲						
企	画	部	長	平	武	文						
市	民	部	長	山	口	幸	彦					
健	康	福	祉	部	長	坂	田	智	子			
建	設	経	済	部	長	田	中	和	己			
教	育	部	長	牛	島	新	五					
総	務	課	長	清	水	正	行					
財	政	課	長	鵜	木	英	希					
定	住	対	策	課	長	松	本	伸	一			
商	工	・	企	業	誘	致	課	長	限	本	興	樹
環	境	課	長	松	藤	洋	治					
建	設	課	長	轟	研	作						
農	業	振	興	課	長	栗	原	勝	久			
第	二	整	備	室	長	堤	辰	幸				
学	校	教	育	課	長	栗	山	哲	也			
教	育	指	導	課	長	轟	拓	也				
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	丸	山	隆		

議事日程第3号

令和7年3月3日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 川 口 堅 志 議員
- 2 高 山 正 信 議員
- 3 古 賀 邦 彦 議員
- 4 小 山 和 也 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問2日目でございます。最後までよろしくお願ひいたします。お知らせいたします。高山正信議員、古賀邦彦議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。10番川口堅志議員の質問を許します。

○10番（川口堅志君）

皆様おはようございます。1番の一般質問でございます。本日は傍聴ありがとうございます。観梅会も開催をされまして、本格的な春の訪れでございます。各種でイベントもたくさん開催され、にぎわいの八女市が訪れることと思っております。新庁舎の駐車場も整備が進み、広い駐車場のイベント利用計画も私は楽しみにしております。

本日の一般質問は、2つあります。1つ目、市道管理について、2つ目は斎場の建て替え

について、以上、この2点を市民の依頼からでございますので、詳細には質問席にてお伺いをいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。今週もどうぞよろしくお願いいいたします。

10番川口堅志議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1つ目の市道の管理について、道路愛護活動の現状をどの程度把握しているのかというお尋ねでございます。

道路河川愛護活動の現状につきましては、行政区長や市民の方から多くの意見をいただき、3年ごとに制度の見直しを行っております。特に山間部は過疎・高齢化による人手不足が深刻であることから、市の施設管理班が作業を行ったり、作業困難な箇所については、令和3年度から市が直接業者へ委託して伐採作業等を行っております。

次に、市道の維持管理は現在どのようにされているのかというお尋ねでございます。

市道の維持管理につきましては、日頃のパトロールや市民からの通報を受け、緊急性、危険性が高い箇所につきましては、早急に対応しております。また、要望箇所や老朽化等による劣化が見受けられる箇所につきましては、計画的に対応しております。

次に、今後の総合的な計画はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

現在、市道の整備につきましては、道路拡幅や維持補修など、行政区等からの要望を基に優先順位を協議し、実施しているところでございます。今後も引き続き早期整備に努めてまいります。

続いて、2つ目の黒木斎場の建て替えについて、現時点の建て替え計画はどのようになっているのか、また、今後どのように進めていくのかにつきましては、一括して答弁いたします。

八女市黒木斎場含む市内東部の斎場4施設が老朽化しており、この4施設の統廃合を主軸に検討してまいりました。一方で、八女西部斎場東原園においても更新の動きがあることから、4施設の長寿命化を図りながら、八女西部斎場東原園と絡めた八女市の斎場の在り方について財政負担や利活用の視点など総合的に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（川口堅志君）

道路愛護の件について質問をしていきたいと思っております。

市によりますと、道路河川愛護活動の活性化を図ることを目的に、活動に使用される活動費用を支給する1団体、単年度当たり100千円を限度に報償金を交付しておりますと、作業中の安全には十分御配慮の上、作業を行っていただきますようお願いいたしますとあります。道路愛護運動はもともと道路に関する市民の皆さんの認識を深めていただくとともに、道路愛

護活動の推進を図り、道路を常に広く美しく安全に安心して利用するために、その地区の方々が自主的に今日まで行ってまいりました。しかしながら、少子高齢化が進行する中、自主的に作業をすることが、続行することが困難な地域も多数見受けられるようになりました。特に山間部の道路愛護状況は非常に難航しております。路肩の草刈り作業は近隣の集落の境までを行うと、10キロ、それ以上にも達するところがあると聞いております。高齢者で、しかも、少人数で行わなければならない状況が年を重ねるごとに進行しております。この状況を市としてはどのように把握しているのか、また、把握しているとすればどのように分析しているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

道路愛護報償金の道路愛護につきましては、議会でも度々一般質問が行われており、また、行政区長会からも多数の意見をいただいているところでございます。その意見を踏まえて、この報償金制度を平成27年度にスタートしたという経緯がございます。当初は報償金50千円でスタートした関係で金額が全然足りないという意見が多かったんですが、最近ではやはり今、議員も言われたとおり、作業範囲の問題であつたりとか、人手不足が深刻になってきているということで、年々課題が変わってきているように思われます。市長答弁にもございましたけれども、そのような意見を踏まえて補助金制度につきましては3年ごとに見直しを行っておりますが、今後も実情に合った制度になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

現状のままいけば、その地区で道路の維持管理することは極めて困難になるのは時間の問題だと私は推測をします。何とか打開策を模索しなければならない現状でございます。それでもできる限り近隣道路は集落の皆さんの管理で何とかしていく旨は私も伺っております。このような状況下、今後5年後、そして、10年先の道路愛護の計画が困難になってくると思います。そういう中で、市としては計画があるのか、また、あるとすればどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今言われましたとおり、過疎・高齢化が今後進んでいけば道路愛護活動だけでは管理が厳しくなるものと考えております。今後は報償金制度の見直しを含め市にあります施設管理班の活用であつたりとか、業者委託、それから、機械購入等も考えながら、管理者である市としてしっかり対応をしていかなければならないものと考えております。しかし、管理する道路につきましては5,000以上の路線がございます。管理者だけでこれを管理するというのは

なかなか厳しいものがございます。今後も引き続き市民の皆様の御協力をいただきながら管理をやっていきたいと考えております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。少子高齢化の進行が道路愛護活動に大きく支障を来している状況下の中で、特にその傾向が顕著で道路延長が長い奥八女地域から道路愛護活動に関する要望書が出ていると私はお聞きしましたが、具体的にどのような声が上がっているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

先ほども申しましたとおり、やはり作業範囲の問題、それから、どうしても人手が足りないという意見が大部分を占めてきております。特に山間部のほう、東部に限ってですけれども、そういう意見がほとんどとなっております。

○10番（川口堅志君）

では、その要望の声に対してどのように協議し、地元行政区長にはどのような説明をしているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

地域によりまして課題はそれぞれ違いがございますけれども、やはり集落間の作業ができない箇所とか、高所作業車が必要な伐採等につきましては、令和3年度より市が直接業者委託を行って対応しているところでございます。また、作業範囲につきましては、地域によってかなりの差がございます。作業延長に応じた報償金等も協議をいたしました。やはり作業範囲の把握が困難であったりとか、行政区長の申請等の負担が増えるなど、様々な課題がございます。今現在実施には至っておりません。また、今上限率を全ての行政区一律で限度額を100千円と定めておりますが、作業範囲の問題もございまして、今後は実情に合った制度になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

よくよく困り果てて要望の声を出されているかと思えます。私のところにも道路愛護の問題はたくさん相談があります。道路愛護日程に合わせて要望書の提出先の現場を執行部と市長も同行視察をしていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この道路愛護の問題に限らず様々、農業にしても、観光にしても、その現場をしっかりと知るといえるのは大切だといえるのは私がかねてより申し上げておったところでございます。私自身もいろんな現場から道路愛護の問題難しくなっている、それは個別の行政区からだったり、また、行政区長との懇談会も定期的に行っておりますので、そういった中でも、この道路愛護の問題といえるのは様々お声を頂戴しているところでございます。今も担当部署のほうは常に現場に出るようにしていると、現場の状況は可能な限り把握してくれていると認識しておりますが、私自身も移動市長室の機会などを捉えて、そういった道路愛護の現場改めて見に行くように心がけていきたいと思っております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

最後に道路愛護の総合的な見解を市長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員から御指摘いただいたとおり、特に山間部のほうでは高齢化、過疎化、そういった状況によって道路愛護がかなり維持するのが難しくなっている。5年後、10年後はもちろん、今足元で厳しい状況にある地区が多いといえるのは私も大きな問題意識を持っておるところでございます。そういった中で、先ほど答弁申し上げたとおり、まずはしっかりと現場を知る、山間部と申し上げましても行政区によってその広さですとか人口、大きく違いがありますので、まずはしっかりとそういった地区地区のそれぞれの状況、現場の状況というものを把握した上で、先ほど建設課長からも答弁があったとおり、例えば、報償金の上限額も今一律でやっておるところ、そういった現場の状況に即した柔軟な対応ができるようにこれから対応を考えてまいりたいと思っております。

いずれにしても、今足元かなり厳しい状況であるといえるところの認識を改めてしっかりと担当とも協議をした上で、今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

よろしく願いしまして、次の質問に移りたいと思っております。

昨今の道路の維持管理状況においては生活道路として、また、観光周遊道路として、その機能と景観においては、近年、あちこちで劣化が見られます。特に山間地では路肩、歩道の雑草の茂り、歩けないほど、そして、歩道がない道路上にはみ出す雑木、路面の落ち葉、垂れ下がる樹木など、通行するたびに私は目にします。特に休日の予約が混み合っている黒木町笠原地区の奥八女焚火の森キャンプフィールド近くの道路にも同じ状況が見受けられます。以前に地元区長さんより県道の拡幅改良や修繕、要望書が提出されているとお聞きしており

ます。生活環境の美化は地域の文化水準を表し、観光地道路においてもおもてなしの精神が問われ、来遊客や移住希望者の印象にも大きく影響すると私は思っております。このような中、道路維持管理を市に推進していかなければなりません。市道路や橋梁等の計画的な維持補修を進めるとともに、市民との協働による道路美化活動を併せて推進していかなければなりません。市道の計画的な維持補修、道路美化活動の促進、八女市景観まちづくり、市には育てる及び支えるための景観まちづくりを市民と協働で推進するための政策を立案し、そして、これを実行するとともに、その内容についての普及及び啓発並びに市民等による自主的な景観まちづくり活動の支援を積極的に行うことが必要だと私は思っております。

そこで、現在の道路の管理方針と美化について市として新しい取組は行っているのか、もし行っているとすればどのような内容か、市民等からの要望書等の実態はどのようなことがあるか、併せてお伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

今御質問にあった笠原地区のキャンプ場へ行く道なんですけれども、そちらは県道の後川内・黒木線という路線になります。この路線につきましては、毎年、地元期成会より道路改良の要望をいただいております。管理者の八女県土整備事務所のほうに毎年副申をさせていただいております。要望内容につきましては、やはり幅員が大変狭い箇所の改良であったり見通しが悪いカーブの視距改良、舗装の打ち換え等が要望内容でございます。毎年、県土整備事務所のほうで工事も行っておりますが、要望箇所も多く未改良区間がまだまだ多くございまして、完了までにはもう少し時間がかかるものと思われまいます。この件につきましては、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、この路線は茶のくに八女ハーフマラソン大会のコースでございまして、この大会が行われる前には県にまた別で要望を出させていただいて、毎年路面の補修であったりとか、道路沿いの草刈り、伐採等を行っていただいております。あと、美化活動につきましては、毎年5月に八女市全域で行われております清掃活動等にも参加をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○10番（川口堅志君）

地域コミュニティにて除草作業の必要な箇所はしっかりと執り行っておりますが、山間部の通行量の少ない、また、幅の狭い道路に離合箇所の雑草がはびこり、木の茂り等で通行困難な狭い道路については、かなりそういう部分が見受けられます。現時点で道路維持管理があればどのような整備をしていくのか、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

市道の維持管理につきましては、やはり緊急性、危険性が高い箇所が優先をされておしま

して、そういう箇所につきましては早急に対応させていただいているところでございます。

また、今維持管理の計画と言われましたけれども、行政区から要望をたくさんいただいている中で、どうしてもやはり一遍にできないということで、そこは毎年区長と協議をさせていただきながら優先順位を決めたところで、その優先順位に沿って工事をさせていただいているところでございます。

○10番（川口堅志君）

今年になって新聞、テレビ等で道路陥没があちこちで見受けられますが、黒木でも2年前と今年になって道路陥没箇所、私自身が2か所発見しました。黒木支所と第二整備室に連絡したところ、10分ぐらいで駆けつけていただいて、そして、詳細な整備の説明もありました。非常に感謝しているところでございます。小さな陥没であっても中をのぞいてみると、相当な空洞になって危険極まりない状況でございます。市民の皆様はどのように連絡していいのか分からないと私に連絡をよくしていただきますが、そこで、現在、市民からの通報システムの周知はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

通報につきましては一番多いのがやはり電話連絡になりますけれども、議会から御提案いただきまして、今年度から導入しましたLINEによる通報システムも活用しているところでございます。その周知につきましては、導入時の令和6年4月の広報紙に掲載をしており、また、随時ホームページ上でも掲載をしているところでございます。また、八女市のLINE登録者につきましても、事前に通知を行ったところでございます。まだまだ周知が足りないという意見もございますので、積極的にそこは呼びかけていきたいと思っております。LINEを導入しましてからの通知件数につきましては、現在41件となっております。

以上でございます。

○10番（川口堅志君）

ホームページとか見ていればすぐ分かることだと思うんですけど、そのように今度尋ねてこられたら伝えたいと思います。

道路の陥没についてですが、実際に大規模、それから、小規模陥没箇所の調査はあるのかな、実施をしたのか、また、実施済みであればどのような結果か、お伺いをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

最近も大規模な陥没事故のニュースが流れましたけれども、現在、八女市において道路陥没の調査自体は行っておりません。1つは、調査をする機械等の導入がかなり高額になるということもございまして、やはり大型機械になりますので、市が管理している道路、狭い道

路もございますので、なかなかその機械を入れるのが厳しいという状況もございます。また、陥没の原因で一番多いのは、今回ニュースでもありましたとおり、占用物の漏水、それから、大雨後の河川護岸からの土砂流出等が大きな原因になっておりますけれども、この大規模の陥没事故直後には下水道を管理している所管課のほうでは緊急点検が行われたと聞いております。また、占用物につきましては、個人さんで水路の排水であったりとか、かなりの数がございますので、なかなかそれを市で一括して管理するというのは現在困難な状況と考えております。ただ、市としましては、先ほどのLINE通報システムで住民の方からの通報であったりとか、あとは日頃のパトロール、それから、大雨後にはそういう危険性のある箇所については随時パトロールを行っているところでございます。

以上です。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。今後の道路に関する改良作業、それから、保守作業の優先順位は危険箇所の優先はもちろんですが、観光道路、それから、生活道路とも現在の整備計画があればお伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

市が管理します道路拡幅改良工事につきましては、地元関係者などからの要望内容をしっかり確認し、議員おっしゃいますとおり、特に市民生活に影響のある箇所を優先的に考えて関係者への説明をしっかり行い、早期完成に努めているところでございます。比較的小規模な補修工事とか、修繕工事におきましては、第一整備室、また、第二整備室に配備しております施設管理班による応急対応等に努めているところでございます。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。早急に動いていただくので助かっておりますので、またよろしく願いしておきます。

特に救急車等の進入不可の箇所に民家が密集しているところが奥八女には多々見受けられますが、現時点でそのようなところの整備計画はございましょうか、お伺いをします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

八女東部地域におきまして地元関係者の皆さんなどからの要望といたしまして、令和2年度から現在までに7か所ほど御要望がありまして、そのうち令和5年度までに3か所が整備完了となっているところでございます。残り4か所につきましては、現在、道路用地取得に係る協議に時間を要している箇所もございますが、用地取得が完了した箇所から工事着手し、早期完成に努めているところでございます。今後も地元関係者からの相談や要望につきまし

ては、地元関係者との協議をしっかりと行いまして、早期対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○10番（川口堅志君）

道路は生活環境、それから、観光には欠かせないものであります。八女市と奥八女市を結ぶ観光道路の取組について今後の計画案等があればお伺いします。市長いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

現時点でお尋ねいただいたような八女市と奥八女を結ぶ何か観光道路という具体的な計画があるわけではございませんが、その観光という視点で考えると、やはりこの八女に観光で訪れる方の多くが車でいらっしゃる。そういったときに、やはり道路整備というのは非常に大事だと思っております。特にこの八女はやはり面積が広い1市3町2村にそれぞれにいろんな魅力があるということで、やっぱりそこを周遊してもらおうということが大事だと思っております。しっかり道路を整備することで、そういった各地域を周遊してもらい、そうすることで八女の様々な魅力をより伝えることができると思いますし、また、周遊してもらいことで一人一人の滞在時間が長くなって、その消費金額も増える観光による経済効果も大きくなるというところでございますので、そういった観点でこの道路整備を含めたできるだけ八女の各地を回ってもらえるような仕組みというのはつくっていきたいと思っております。また、もちろん観光に限らず道路インフラというのは市民の皆様の日常生活、また、先ほど御質問いただいたような救急車が入るよにといった市民の皆様の安心・安全の基盤となるところでございますので、そういった様々な観点から今後優先順位をつけてしっかり道路整備を行ってまいりたいと思います。

また、市道はもちろんですが、この八女市内、国道、県道も多く通っておりますので、こういったハード事業の整備はやはりどうしても財源が必要になりますので、しっかり県や国にもその必要性について市として要望活動も行いながら適切な整備を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。どうぞよろしく願いしまして、次に進みたいと思います。

黒木斎場の建て替えについてということでございます。以前にも斎場については質問しましたが、黒木の市民からの再度催促とのことで質問をさせていただきます。

昨年の市民懇談会の折にも黒木斎場についての質問はございました。内容は、かび臭い、古い、こんな施設で最期を送りたくない、環境が最悪、いつになったら建て替えるのかということでございました。土地確保は協力するなど様々な苦情、そしてまた、建設に当たっ

での協力的な意見も寄せられております。私にこのような苦情があるとなれば、ほかの議員にも寄せられていると私は推測しておりますが、そこで、お伺いしますが、市に対しての苦情、要望等はございましたでしょうか。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

利用者の方から施設全体がもう50年過ぎておりますので、いろんな要望を伺っているところでございます。特に控室、また、トイレ等への要望が高く、令和6年度、今年度につきまして控室をまず空調化、こちらのほうの工事を行いました。トイレにつきましても、便座のヒーター化、また、手洗い場、こちらのほうのセンサー式への更新など、市民から寄せられます意見につきまして可能な限り計画的に改修を進めているところでございます。またあわせて、本体施設であります火葬炉のほう、こちらにつきましても定期的なメンテナンス及び劣化等のチェック、こちらのほうを行いまして、火葬炉内の耐火レンガ、また、火葬で使います台車、こちらのほうの不具合が生じないように早めの補修やメンテナンス、交換を行っているところでございます。

以上となります。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

昨年の黒木斎場にて火葬中に設備のトラブルがあったと市民から私はお聞きしましたが、どのようなことだったのか、お伺いをします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

昨年、令和6年8月21日に火葬炉運転中、火葬中におきまして炉内、火葬炉内での発煙事故、こちらがっております。それに伴いまして火葬中でありましたけど、緊急停止を行って対応しているところでございます。原因につきましては、外部に排煙する装置、正式には炉圧制御ダンパーというスイッチがあるんですけど、こちらのほうの操作ミスで排煙に行き詰まり炉内で煙が漂ったということで、原因につきましては、人為的なものが原因となります。

以上となります。

○10番（川口堅志君）

家族としては最期の見送りに大変戸惑ったり、ショックだと考えておりますが、施設についてはどのように対応したのか、また、家族にどのような対応をしたのか、お伺いをします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

先ほど言いましたとおり、トラブルの原因が人為的な操作ミスということもありましたので、大きく2つ見直しを行っております。1つ目が操作スイッチ配列の確認を徹底いたします操作マニュアル、こちらの見直し、もう一つが緊急予測事項を再確認いたします安全運転指導、この2つの見直しを行い、安定した施設の運用に努めていくこととしておるところでございます。

また、御家族の方につきましては、約30分間火葬にかかる時間が多く要し遅くなったことでもありましたので、大変御不安をかけて申し訳ないということで、深くおわびを申し上げているところでございます。

以上となります。

○10番（川口堅志君）

老朽化が著しく進行している黒木斎場については、今後も様々なトラブルが発生するかと考えられます。前回の質問では奥八女各町村の斎場についてはまだまだ使えるとの見解でございました。その間に東部斎場の統合や、八女西部斎場へ加入するなどの検討を行うとの回答でございました。つまり既存施設の維持管理を図りつつ、並行して新斎場の整備計画を進める方針であると私は認識をしております。市民の利用を考えますと、既存の斎場を更新することが望ましいとは思いますが、整備費用や維持管理費用、運営費用など、市の財政負担も大きいと思います。今後の整備計画についてどのように進めていくのか、お伺いをします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

新斎場整備につきましては、東部4斎場、こちらの統合整備、八女西部斎場への加入整備など、幾つかのシミュレーションも行って検討を進めているところでございます。議員もおっしゃったとおり、財政面、施設の充実面、こちらのほうを考えますと、整備箇所数は少なくして整備費用も管理費用も抑えつつ充実したゆとりのある施設を整備するということが重要だとは認識しているところでございます。一方、施設の統合に伴いまして移動距離、こちらのほうが長くなりまして市民の利便性も低下すること、こういったものも考えられます。あわせて、そういう不具合に生じる対応や支援も整備していく必要があると考えているところでございます。あわせまして、最後に新斎場整備が完了するまでにつきましては、既存斎場につきまして維持管理に努めていくものでございます。

以上となります。

○10番（川口堅志君）

最後に、市長には視察をしていただいていると思いますが、どのように感じてどのように進めていくのか、今後の見解をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、川口議員から言及いただきましたとおり、黒木支所での移動市長室の機会に現場視察として黒木斎場のほうは私も実際に視察をさせていただいたところでございます。その際にトラブルの件も私もしっかり現場を見ながら説明を受けまして、その機械のトラブルというわけではなく人為的ミスであったということで、当然そこの人為的ミス、今後の再発防止を徹底していくとともに、一方で、機器はまだ使える状態ということは確認させていただきました。

一方で、例えば、火葬中の待合室ですとか、駐車場の狭さ、そういったところは課題をしっかりと私も認識したところでございまして、やはり正直時代に今ちょっと合っていない、プライバシーの保護等がより重要視されている中で、この施設をこのまま中・長期的に使い続けるのは難しいと私も感じたところでございます。

そういった中で、今、課長答弁にもありましたとおり、今後、東部の4施設の統廃合というところを軸に検討を進めてきたところでございますが、こちらも課長から説明あったとおり、今、八女中部の八女西部斎場東原園の更新の議論がまさに今始まったところでございます。そちらがまだ議論が今始まったところでございまして、私もそこは八女西部の組合員として議会にも参加しておりますので、そちらの議論というものもしっかりフォローしながら今後、八女東部の斎場の在り方については、地元の皆様、そして、議員の皆さんとしっかりお話をさせていただきながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。たくさんの市民からの御要望でございます。そして、御意見いただいておりますので、ぜひしっかり検討していただいて最善策を見つけていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

10番川口堅志議員の質問を終わります。

11時ちょうどまで休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番高山正信議員の質問を許します。

○9番（高山正信君）

皆さんおはようございます。9番高山正信でございます。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きく2点質問いたします。

まず1点目が八女市の農業の現状について、2点目がいじめや不登校問題についてでございます。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えいたします。

まず1つ目の八女市の農業の現状について、地域計画の進捗状況についてのお尋ねでございます。

これまで関係機関で構成する地域計画策定推進委員会を地域ごとに設置し、地域における将来の農地利用等について協議を行ってまいりました。現在、年度内の完成を目指して、地域計画及び目標地区の策定作業を行っており、今後、関係機関への意見聴取等を行いながら進めてまいります。

次に、新規就農者、担い手の確保についてのお尋ねでございます。

新規就農者、担い手の確保につきましては、八女市、JA、農業委員会及び八女普及指導センターで構成する八女市担い手育成総合支援協議会に専門の相談員を配置し、就農希望者の様々な相談に対応しております。

その中で、国の補助事業や八女市独自の支援策などの情報を提供し、技術習得の研修、研修後の経営発展に向けた取組、就農に向けた空き農地等の確保など、様々な支援により新規就農者の確保に努めております。

今後も新規就農者をはじめ、多様な担い手への支援策を講じながら、将来の農業を担う経営体の育成・確保に努めてまいります。

2つ目のいじめや不登校問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えいたします。

いじめや不登校問題について、まず、不登校児童生徒の現状についてのお尋ねでございます。

本年度1月までの不登校の状況は、小学校78人、中学校113人で、昨年同時期と比較しますとほぼ同程度でございます。不登校児童生徒への対応として、学校をはじめ、八女市教育支援センターでの学習や、八女市教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが関わる支

援を行っております。

次に、いじめ、不登校予防のための取組についてのお尋ねでございます。

いじめや不登校の未然防止のために、学校では、児童生徒や保護者に対する定期的なアンケート調査と教育相談を実施しています。また、福岡県教育委員会が示している共通実践事項、福岡アクション3を活用するなど、きめ細やかで魅力のある学校づくりを通して、未然防止に努めております。

次に、いじめの早期発見についてのお尋ねでございます。

表面化していなくても、いじめは必ず起こっているという認識の下、いじめ認知漏れゼロを目指しています。そのために定期的なアンケート調査と教育相談、保護者との連絡、教職員による日々の見取りと情報共有によって、いじめの早期発見に努めております。

次に、学習機会の確保と進学支援についてのお尋ねです。

不登校児童生徒一人一人の状況を把握し、できるだけ希望に沿うように学習の場所と方法を設定するよう努めています。進学支援も同様に、実態と希望を尊重し、担任や進路指導担当職員が本人や保護者との面談等を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（高山正信君）

まず、八女市の農業の現状についてでございますが、1番、地域計画の進捗状況についてですが、これまで八女市では人・農地プランを通じて、農地の集約化や担い手の確保を進めてこられたと思っております。しかし、令和4年、農地法改正によって、これまでの人・農地プランが地域計画に統合され、さらに実効性のある施策へと発展させることが求められております。

そのような中で、地域における農業は、八女市の基幹産業の一つとして、また食料の安定供給を支える重要な役割を果たしていると思っております。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など様々な課題に直面しているのが現状であると思っております。

こうした状況を踏まえて、持続可能な農業の実現に向けた地域計画の策定が進められていると思っております。

地域資源を生かした農業の振興や新規就農者の支援、販路拡大など、具体的な方針を示すことが重要であり、本市の農業振興の実効性を高めるためにどのように進捗しているかは私たちにとって非常に重要な関心事であります。

先日から同僚議員も聞かれたんですが、今の進捗は大体前回聞かせていただいていますので、この地域計画の目標地図の策定に当たり、どの程度の話合いをされたのか。また、今後の話合いはどのように考えているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明いたします。

目標地図の策定につきましては、地域における協議の場を踏まえ策定することとなっております。旧市町村単位の6つの地域に策定推進委員会を設置しまして、全体で25地区での協議、話し合いを進めてまいりました。

話し合いは、内容として、地域計画の目的等の説明から入りまして、地域計画における将来の農業の在り方などの検討、そして、メインは目標地図の素案を基に担い手の位置づけなど、現時点での可能な範囲での協議を行わせていただいたところでございます。

また、各地域の策定推進委員会が6つございまして、その中でも目標地図の案の協議から協議の場を踏まえた地域計画の集約等についての意見聴取など、年間を通して各3回ずつの協議も行ってきたところでございます。

今後の話し合いをどうするかという点につきましては、例年、担い手の状況が変わりますので、そういった担い手状況の整理ですとかを年度末に1回は定例で行う予定と考えております。

また、地域ごとの状況で、事業上、必要性も出てまいりますので、そういったところを踏まえながら、必要に応じて今後開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

八女市でもこれまで人・農地プランに基づく集約地図は、アンケート結果を基に地域内の農地の利用状況や担い手の意向が示されたものだと思っておりますが、実際にはそれが十分に活用されているとは言えない状況でございます。

一方で、農業振興における目標地図は、地域の農業の将来像を示し、政策的な方向性を定めるものと理解しております。

そこで、従来の人・農地プランから地域計画へ移行されると思いますが、人・農地プランで作成された地図と現在策定されている地域計画の目標地図はどのような違いがあるのか、併せて今後の農業振興にどのようにつなげていくのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明させていただきます。

これまでの人・農地プランにつきましては、地域の中心となる経営体、いわゆる認定農業者ですとか、認定新規就農者等に農地を集約していくという方針に対しまして、地域計画は農業を担う者、多様な担い手という形で全てを含んだ農業者を地域農業の在り方など盛り込むような計画となっております。

地図の違いについてというお尋ねでございますけれども、人・農地プランは全農地台帳に

基づいて意向調査を行いまして、意向調査ですので、改修ベースで地図を作ったということで、内容的には現状維持なり規模拡大、縮小したり、そういった改修ベースで地図を見える化したという形で、それを参考にやってきております。

今回の地域計画では、地域の将来の農地耕作者を1筆ごとに色塗りをするといった形で、将来の担い手を明確化できる範囲で明確化し、農地の集積・集約化を効果的に図っていきたいというものでございます。地域における協議の場におきまして、担い手等への集積をしていく合意とか方向性を地図に示していく取組とも言えると思います。

また、今後の農業振興にどうつなげていくかというお尋ねでございますけれども、当面重要なことは、地域における担い手の位置づけが国、県の補助事業等にひもづいておりまして、今後も地域での継続した話し合いによりまして、担い手の動きの変化等を含めて担い手を明確化しながら、経営基盤の確立に向けた様々な事業ですとか取組への支援、そういったものを行っていくことがまずは重要だろうと思っております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

これらの地図の活用が今後の地域計画の策定と実施にどのように影響を与えるのかが地域農業の発展にとって非常に重要であると感じております。こうした議論を踏まえて、最終的に地域計画の方向性を明確にする必要があると思っております。

そこで、地域計画について市長にお伺いしたいんですが、現在、策定が進められている地域計画において、人・農地プランや農業振興の目標地図で明らかになった課題や方向性はどのように反映されていくのか、また、地域計画を実効性のあるものにするために、市として具体的にどのような施策を講じるのか、お伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まずこれからどのようにこの地域計画を実効性のあるもので策定していくかというところでございまして、先ほど課長からも答弁があったとおり、これは絵に描いた餅にならないように、まずはしっかり農業従事者、関係者の皆様の声を取り入れていく、これがまず第一に重要だと思っております。

今、課長答弁からあったとおり、これまでも様々な場所で複数回意見交換会、この策定の作業を関係者の方を入れて行ってきたわけですが、もちろんこの策定のプロセスも大事ですけども、この策定した後がまた一層大事になってくる、この計画をつくって終わりではなくて、いかにその計画をしっかりとこの農業従事者の方に知っていただいて、それを実践してもらおうか、そのためにも、より策定後も丁寧な説明を行ってまいりたいと思っております。

多様な担い手という言葉も先ほど課長答弁の中にありましたが、やはり一般論として、こういう地域の計画ですとか、何か政策の文書をつくる時というのは、どうしてもメンバーが固定化してしまう、普段そういういろんな委員会ですとか審議会に入ってもらっている方がそういった議論の中心になってしまうというところもありますが、一方で、今後、農業の多様な担い手ということを考えると、経済性を重視した農業というのもあれば、例えば、家庭菜園の延長、普段、生活に土に触れたいといったような、そういう経済性とは違う日々の生活の充実といったような観点での農業従事者、農業に携わってもらう方を増やしていくことも大事ですので、農業の世界に閉じずに広く、例えば、移住や定住といったような観点も入れながら、いろんな方の声をしっかり入れていく、いろんな方にしっかりこの地域計画を知っていただく、そういった取組を通じて、より実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

この地域計画を実効性のあるものにするためには、農地の適正な集約や活用だけでなく、そこに関わる担い手の確保が不可欠であります。特に新規就農者の受入れや既存の農業者の継続支援がなければ、計画が形だけのものになってしまうおそれもあります。

そこで次に、八女市の農業を支える人材の確保についてお伺いしていきたいと思っております。

この新規就農者、担い手の確保は常々質問をさせていただいております。

八女市における農業は、地域経済の根幹を支える重要な産業であり、これからの地方創生にも欠かせない要素でございます。しかし、現在、農業分野では深刻な担い手不足という課題に直面しております。特に若年層や次世代の農業者が少なく、農業の後継者問題が地域の持続可能な発展を脅かしている状況でございます。

現在、農業従事者の高齢化が進んでおり、若い世代の就農者が少ない状況が続いていることは、八女市の農業の将来にとって大きな懸念材料であると思っております。この八女市において、農業の担い手を確保するために、新規就農支援が重要な施策となっております。特に新規就農者の経済的支援を目的とした国または八女市の補助金は、農業を始めるための大きな助けとなっていることは承知しております。

しかし、近年、支援の使途に関して、一定の懸念が生じているのも事実でございます。現場からの声として、補助金が必ずしも最も効果的な形で使われていない、あるいは支援の趣旨に合致しない使い方が見受けられることもあるそうです。

そこで、まずお伺いしたいんですが、今現在、新規就農支援で国から年間1,500千円、これに上乗せで八女市より年間1,000千円、合計2,500千円の最大3年間の補助金がありますが、八女市の年間1,000千円の具体的な使途の内訳をどの程度把握しているのか、お伺いいたし

ます。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明させていただきます。

市が国の交付対象者に上乘せしている市の補助金1,000千円についての具体的な用途があるのか、内訳は把握しているのかという御質問と思えますけれども、市の交付につきましては、八女市の新規就農促進支援事業に関する運用基準というのがございまして、国の経営開始型の交付対象者に農業資材等の諸経費としまして、年額1,000千円を交付するという事となっております、その基準に基づきまして交付を行っているところでございます。

国の1,500千円の交付申請ですとか、実績報告と同様に、例年、収納状況報告書、決算書等を徴ししながら、関係機関、県の普及センターとか、JAとか、一緒にチームという形で補助巡回等も行わせていただいております、その中で営農状況の確認や作物への指導等も行っているところでございます。

なお、国の実施要領同様に、理由なく離農した場合等は補助金の返還を求めることとなっております。

それから、また世帯所得が6,000千円を超えた場合、国同様に市の交付も行わないということとなります。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

世帯所得が6,000千円を超えてもらえない、これはもうありがたい、いい悲鳴だと思うんですが、今答弁で言われましたように、国の新規就農者支援で上乘せしている市の1,000千円については八女市の運用基準に基づくものだと理解しましたが、見方を変えれば、交付された補助金が農業以外の用途に使われても分からない部分があるんじゃないかなと思っております。

しかし、この新規就農者補助金を受けるには、八女市としてもしっかりと認定基準に基づいて、年間所得などの就農計画を確認して認定されていると思ってしております。新規就農者の方は将来を担う貴重な人材であると思いますので、引き続き支援のほうをお願いしたいと思っております。市長にお伺いしたいんですが、この新規就農者支援は非常に手厚い支援だとは思っております。この支援を受けて、しっかりと就農計画以上の年間所得を上げておられる方もおられます。

しかしその一方で、その就農計画の未達成の方もおられるのが事実でございます。私としては、補助金を出すのであれば、しっかりと八女市としても用途を把握していただきたいと思っております。これは要望ではありますが、今後の親元就農を含む新規就農者、担い手確保に向けた施策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、市の補助金の認定基準、こちらは当然市民の皆さんの税金を原資にしているものでございますので、その用途はしっかり把握をしないといけない、ここはもう補助金の活用における原則だと思っております。

一方で、そこで例えば一つ一つの領収書を全て提出を求める、そういった細かい事務作業をお願いすると、どうしても農業に従事される方の本来の農業、農作業のほうに時間が使えなくなる、その補助金を取るために余分な時間を使ってしまうという、そういったマイナス面も出てきますので、そこはしっかりバランス、透明性と実効性のバランスを取りながら、あくまでしっかり市民の皆さんの税金が原資だという意識を持った上で、その認定基準については透明化を図ってまいりたいと思います。

その上で、今後の担い手確保、まず今親元就農という言葉もいただきましたが、やはり今、国の新規就農の補助金の基準が、どうしても親元就農よりも新規就農のほうの手厚くなっている、それに市も上乘せという形を取っておりますので、どうしても新規の方のほうはその補助も手厚くなっているという状況でございます。

一方で、親元就農に対してももっと支援を手厚くしてほしいというお声は私のほうにも入っております、実際、そのリスクという意味では、確かに新規就農よりも親元就農のほうの低いかもしれませんが、農業というのは技術の継承、これまでの伝統をしっかり引き継いでいく、技術を引き継いでいくということも大事であるということをお勧めすると、やはり親元就農も非常に重要になりますので、そちらの支援についても今後その在り方については、しっかり検討してまいりたいと思います。

それと、そういった新規就農の支援、これはどちらかといえば、農業を始めるに当たっての一番最初のコスト、いわゆるイニシャルコストの支援だと思いますが、やはり今後、中・長期的に農業を続けていただくためには、最初の参入障壁を下げることも大事ですが、従事した後にはしっかり農業で稼いでいく、生活していくということが大事でございますので、その最初に新規就農の後押しをして終わりではなくて、その後の経営計画がしっかりうまくいくような伴走というのにも充実させていく必要があると思いますし、何より、かねてより私が申し上げておる農業を稼げる産業にする、例えば、輸出ですとかブランド化、そういったところも公約の中で掲げておりますけれども、そういった取組を通じて、農業に従事すればしっかり稼げるんだと、充実した生活が送れるんだということが広がれば、例えば、支援なしにどんどん農業に入ろうという方も増えると思いますし、そういった稼げる産業にするという視点も大事にしながら、今後の担い手確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

しっかりと親元就農、新規就農、担い手の確保をしていただきたいと思いますと思うんですが、特に親元就農を選択した若者たちにとって、その後継者としての役割は非常に大きな責任を伴います。

しかしながら、現在、親元就農に対する支援は十分とは言えず、特に初期の経済的負担や農業の継続的な発展に向けた支援が不足している状況だと思っております。親元就農をしている若者たちは、ほかの就農形態と比べて、資金面や設備面での支援を得る機会が少ないため、経済的な不安定さに直面しやすい状況であると伺っております。

また、農業の経験が豊富であるとはいえ、最新の技術や情報にアクセスできる環境が整っていないことも多く、競争力を高めるための支援が求められているんじゃないかと思えます。

親元就農への支援が不足している状況を踏まえて、これからの若い農業者が安定して農業に従事し、地域経済の活性化に貢献できるようお願い申し上げまして、次のいじめ、不登校のほうに入らせていただきます。

まず、1の不登校児童生徒の現状についてお伺いしたいんですが、頂いた資料を見ますと、八女市においては令和5年までは年々増加の傾向にあります。これは全国的にもそうですが、全国的には令和5年度まで11年連続で増加しております。

このいじめの不登校問題は社会問題として捉えられております。これは単に学校に行かないという事実にとどまらず、子どもたち一人一人が抱える背景や心の問題、また、その影響がその後の人生にまで及ぶことがあると思っております。

学校教育は子どもたちの成長において重要な役割を果たす場であり、不登校問題は私たち全員の関心事であるべきだと思っております。だから今回、私を含めて3人の同僚議員が関連の質問をされているんだと思っております。また、近年は新型コロナウイルスの影響もあり、以前以上に不登校の問題が顕在化していることも指摘されております。

このような背景を踏まえて、不登校児童生徒の現状について、現在どのような対応がなされ、どのような支援が必要とされているのかを明確にすることが今後の施策において非常に重要であると思っております。

そこでまず、八女市における不登校児童生徒数の推移、また、不登校の原因をどのように分析しているのかをお伺いたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

不登校児童生徒数は、議員御指摘のとおり、令和5年度までは全国や県と同様に増加傾向にあります。

不登校の原因は個々様々ですが、近年の傾向としましては、家庭環境や生活の乱れ、本人

の無気力を原因とする不登校が増加しております。これは各学校での教職員による観察や、本人や保護者への聞き取りを基にしております。

全国的な調査では、いじめ被害、教職員への反抗・反発、教職員からの叱責、そして、体調不良、不安、抑うつ、朝起きられない、夜眠れないといった心身の不調、生活リズム不調について、教師と児童生徒、保護者の回答数に乖離が見られたことから、これらの要因も影響している可能性があるかと捉えております。

○9番（高山正信君）

不登校の背景には、言われたようにいじめ、家庭環境、心理的要因、さらには教育の場自体が子どもたちに適応しづらくなっているという構造的な問題があるとも言われております。

しかし、不登校の問題を解決に向けて具体的かつ実効性のある対策を立案するためには、原因の徹底した分析が欠かせないと思います。不登校の児童生徒に対して適切な支援を行うことは非常に重要であり、その中で復学を果たした子どもたちの実績や状況を把握することが今後の施策の方向性を決定する上で大切じゃないかなと思っております。

復学の過程は、単に学校へ戻るだけでなく、心理的なサポートや社会的な支援がどのように機能しているかを示す重要な指標でもあって、そのため、復学を果たした児童生徒の人数やその割合について、特に直近5年でどのような状況変化があったのかを把握することは、今後の支援策をさらに充実させるために必要不可欠であると思っております。

そこで、直近5年における不登校児童生徒のうち、復学した人数及びその割合がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

令和元年度は90人中30人の復帰で、約33%の復帰です。令和2年度は121人中34人の復帰で、約28%の復帰です。令和3年度132人中42人の復帰で、約32%の復帰です。令和4年度は162人中29人の復帰で、約18%の復帰です。令和5年度は197人中24人の復帰で、約12%の復帰となっております。

○9番（高山正信君）

令和元年、令和2年、令和3年は大体3割近く復帰されていると。正直、この復学した割合が思った非常に多くて、もちろんこれが100%になるようにということで頑張っていたらいると思うんですが、復学後の通学の継続性も支援策の効果を図る重要な問題であると思います。

復学を果たした児童生徒がその後、再び学校生活に順応し、継続的に通学できているかどうかは、支援がどれだけ実効性を持っているかを示すものであると思っております。特に復学後に再び不登校になる事例がある場合、それがどのような要因によるものなのかを分析す

ることは、今後の支援体制をより効果的にするために非常に重要であります。

そこで、復学後も継続的に通学できているのか、また、再び途中で不登校になった事例はあるのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

復帰の判断は年度途中に行っております。厳密に何日以上連続して登校などの基準はなく、各個人の登校状況を観察して各学校で行っておりますが、ほとんどのケースで週の大半出席できるとか、登校できる日が連続するようになったとか、状況の改善が見られた場合、復学、復帰と判断しております。

再び不登校になった事例につきましては、例えば、6月、7月で欠席が続いて、30日を超えて不登校となった児童生徒が、9月からほぼ毎日登校できるようになり、復帰と判断したが、1月から再び学校に来ることができなくなったといった事例、そういったことは、少数ですが、これまでございました。

○9番（高山正信君）

現在の社会では、SNSの普及によって、学校外での児童生徒同士の関わりが増えておりますが、その一方で、オンライン上でのいじめや誹謗中傷など、いわゆる2次被害が深刻な問題となっております。不登校の児童生徒に対しても学校へ通わないことに対する偏見やSNSを通じて嫌がらせを受けるケースが報告されているということで聞いております。このような2次被害が発生することは、心理的な負担をさらに大きくし、復学や社会復帰に対して深刻な障害となり得ます。

そこで、不登校児童生徒への2次被害、例えば、LINEやインスタグラムなどのSNSでの嫌がらせや誹謗中傷などはあっていないのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

本年度教育委員会で把握している事例は1件ございます。詳細については差し控えさせていただきますが、LINEによる著しく配慮に欠ける言葉掛けがあり、そのことを保護者からの連絡により学校が把握し、被害、加害の双方から聞き取りを行った上で、加害児童生徒への指導を行ったと報告を受けております。

○9番（高山正信君）

八女市においてもそのような事例があっているということですが、学校に通えないだけでなく、オンライン上でも攻撃を受けることで、子どもたちはさらに精神的な負担を強いられております。

市長にお伺いしたいんですが、こうした事態を未然に防ぐために、市としてどのような対

策を講じるのか、また、今後さらにどのように強化していくのか、御見解をお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、高山市議から御指摘があったように、今LINEやインスタグラムをはじめとしたSNSは、今小中学生の中でも当たり前のコミュニケーションツールとなっていると思いますので、そこにしっかりSNSを通じたいじめですとか誹謗中傷、その対策は市としても全面的に行っていないといけないと考えております。

学校内においては、教育長答弁からもありましたとおり、認知漏れゼロを目指すという方針でございますが、やはりなかなかSNSというのはクローズな部分が多いですので、なかなか大人からは見えない。そういう意味では、まずは子どもたちがしっかり自分たちが加害者にも被害者にもなり得るという意識を持つことが大事だと思います。

今、学校教育の中でも、道徳や総合的学習の中で、そういったSNSに関する学習をする場というのは設けているところでございますが、時代の変化に合わせてそういった授業をしっかりと充実させていくことも大事だと思います。また、そういった子どもたちに対する教育というだけではなくて、やはり市民全体がそのSNSの弊害については認識をしていくことが非常に大事だと思います。

今も人権のイベント等でそういったSNSに関する講義、講演等も行っているところでございますが、そういった子どもたちのSNSから受ける影響だったり、そういった、例えば、いじめが起こっているところを早期発見につなげるためにも、しっかりその子どもたちだけではなくて、大人たちがしっかりSNSに関してちゃんと知る、学ぶということが大事だと思いますので、そういった教育にとどまらず、市としてもそういった人権啓発普及についてより一層取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

今、市長も言われましたように、確かにこのオンラインとかでのやり取りは、正直、先生たちには気づきにくく、予防や対処が非常に難しいという新たな課題を生んでいると思っております。

しかし、このような問題に対して、市としても積極的に対策を講じていただかないといけません。その予防のための取組がますます重要になってくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そこで次に、2と3の不登校の予防のための取組と早期発見について一緒にお伺いしていきますが、まず、学校全体でいじめ防止や不登校予防の意識を高めるために、どのような取

組や授業を行っているのかをお伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

不登校防止のアクション3で示された内容に沿いまして、学校では日常の支援、早期発見、早期対応、きめ細やかで継続的な支援に取り組んでおります。また、保護者用のアクション3を配布し、学校と御家庭が協力して取り組めるよう取組を進めております。

さらに、道徳の授業充実による自己肯定感や他者への共感を高めること、それから、魅力のある学校づくりとして、楽しい学校、学年行事の工夫、不登校やその兆候がうかがえる児童生徒に対して、つながりを断ち切らない取組等を行っております。

○9番（高山正信君）

このいじめ、不登校問題は、私も小学校、中学校に子どもがいますので、いろいろと話を聞きますと、非常に先生方も生徒一人一人に寄り添って対応していただいているのは本当に感じており、感謝をしているところでございます。

要求しました資料を見ますと、小学校に関しては、いじめが原因による不登校はゼロ、中学校で令和5年、令和6年にそれぞれ1人となっております。そして、いじめ以外の友人関係による不登校生徒が、令和5年で小学生11名、令和6年度で小学生11名、中学生も11名となっております。私がいろいろ話を聞いて知っているだけでも、実際、本人はいじめと思って不登校の方がまだおられるという話を聞いておるところでございます。

この資料は、各学校から不登校の原因を出されていると思うのですが、本人がいじめと感じている場合でも、学校側がそれをいじめと認識しないことはよくあると聞いております。いじめの定義は法律や教育機関によって異なる場合もあり、学校側がいじめとして認定する基準が厳格であることがあるそうです。

例えば、身体的な暴力や明確な言葉の暴力がない場合、学校側はそれを単なるトラブルや誤解と捉えられるみたいです。しかし、このいじめの認識は、当事者の感情や体験に基づくものであり、本人が精神的、感情的に苦しんでいるのであれば、それは十分にいじめと捉えるべきだと思っております。場合によっては、心理的な虐待や無視、グループからの排除といった形のいじめが行われていることもありますが、これらは外部からは見えづらいため、学校側が適切に把握ができないこともあると思っております。

不登校の原因として、いじめが関係している場合がありますが、学校側がその問題をいじめとして認識していないケースがあることが懸念されております。いじめが原因であるにもかかわらず、適切な対応が取られていなかったり、見逃されてしまったりすることが、不登校の長期化を招いている可能性があるんじゃないかなと思っております。

この点を改善するために、学校間での情報共有や引継ぎが非常に重要であると思っております。

特に小学校から中学校に進学する際、いじめの加害者や被害者としての履歴、関係性、また、指導状況などの情報が適切に引き継がれていることで、進学後の学校生活においても継続的な支援が可能となり、同様の問題を繰り返さないための予防につながると思っております。

先ほども言いましたが、私はこの資料のいじめ以外の友人関係は、実際、いじめと認めている子どもが多くいるんじゃないかなと思っております。

そこでお伺いしますが、小学校から中学校に進学する際、いじめに関する情報、例えば、先ほど言いましたように、いじめの加害、被害の履歴、関係性、指導状況などの引継ぎ方法はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

義務教育学校を除く八女市立小中学校では、小学校卒業後に小中連絡会を行っております。その中で、小学校の担任教諭や養護教諭から中学校職員へ申し送りがございます。内容は新入生個人カードや引継ぎシートなどを活用して子どもたちの情報を伝えております。

いじめについては、該当児童と周囲の児童との人間関係、指導の履歴、配慮事項などを伝えております。不登校に関しましては、学校で組織的なチームを組んでサポートするために作成する個票を使うなどして引継ぎを行います。

また、校区によっては、特に配慮すべき児童に関して小中連絡会と別日に、小中合同のケース会議を行う場合もございますし、新年度になってから中学校生活が始まった後に、再度、連絡会を開く場合もございます。

○9番（高山正信君）

続けてお伺いしますが、児童生徒のSOSのサインを見逃さないために、教職員の研修や意識向上策はどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

一例を挙げますと、職員の年間研修計画にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を招聘した、いじめ不登校未然防止の研修会を位置づけて研修を行っている学校もございます。

また、小中、義務教育学校のほぼ全てで、年度当初に児童生徒の情報共有を全職員で行っております。そこでは、配慮すべき様々な事柄について共通理解を図りますが、必要に応じて、いじめの加害、被害の履歴も含まれています。

以上です。

○9番（高山正信君）

今回、このいじめ、不登校問題を質問したのは、私としては不登校になったらなかなか復

学するのが難しい、困難であると思っております。だから、不登校になる前にどうかできないか、それが一番願うところであります。

そういった意味で、先ほど言われましたスクールカウンセラーは学校に配置され、心理の専門家で児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリングや心的支援をしていただく存在だと思っております。

今現在、スクールカウンセラーの配置状況とその効果測定について、どのように分析されているのかをお伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

スクールカウンセラーは、市内の全中学校と義務教育学校に11人配置しております。中学校を拠点として、校区内の小学校にも定期的に巡回しております。スクールカウンセラーが昨年度行ったカウンセリングにつきましては、総数で2,351件で、1人平均213件です。

スクールカウンセラーの配置による効果につきましては、児童生徒や保護者、職員へのカウンセリングの実施や専門的立場で助言をいただくことで、不安を抱えた児童生徒に落ちつきや改善が見られるようになり、保護者や教職員も安心感を持った対応へとつながることができているといった現場からの声、また、いじめ・不登校防止対策委員会においては、いじめ事案への対応や、いじめに関係している児童生徒及び不登校兆候の児童生徒の心のケアについて、適切な助言、援助を受けて、効果的な支援につなげることができているといった学校現場からの声がありました。

○9番（高山正信君）

スクールカウンセラーはもちろん相談があれば、今、課長が言われたように、効果的な支援ができるものだと思っております。相談できればなんですが、しかし、私の知り合いの子はスクールカウンセラーがいることは知っていたけど、話したことがない。その後、不登校になったということも聞いております。

しかし、今頑張っておられる教職員の方が本来の授業をしっかりとしていただける環境が一番重要であると思っておりますので、行政として不登校支援に必要なリソースが十分に整備されているかという点が問題じゃないかと思っております。

不登校の問題は、単に学校内で解決するものではなく、地域社会や行政の支援が必要不可欠であります。特に専門的な人材、十分な資金、そして、効果的なプログラムが整っていないければ、十分な支援を提供することは難しいと思っております。

そこで、今行政として不登校支援に必要な人材や資金、プログラムは十分であると考えているのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

不登校支援が十分であると判断する基準の設定につきましては、大変難しいところだと思います。不登校が連続して減少傾向に移ることなのか、不登校児童生徒の数が一定数を下回ることなのか、現時点でははっきりと設定できておりません。

ですが、不登校児童生徒数が増加傾向にある現状では、まだ十分ではないと考えておりますので、八女市としましては、次年度からあしたばの指導員の増員を検討いただいているところです。

また、県の事業を活用して、スクールソーシャルワーカーを増員する予定でもあります。さらに、学校外の公的機関や民間施設で相談、指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドラインの整備に取り組むなど、不登校支援の充実に努めてまいります。

○9番（高山正信君）

課長言われましたように、不登校支援が十分であるかというのは、判断は非常に今は難しいものだと理解できます。しかし、その充実度を評価する際には、教職員の意見を含めた多角的な視点からその政策が必要ではないかと思っております。

さらに重要なのは、児童生徒の不調やストレスの兆候をいかに早期に把握するかという点じゃないかと思っております。

いじめや学校生活での問題は早期に発見し、対応することで、大きな問題に発展する前に対処することが可能でございます。そのため、定期的なアンケートの実施頻度を向上させたり、AI技術を活用したいじめ兆候分析システムなど、最新の技術を活用することで、より精度の高い早期発見が可能となると考えているんですが、現在、児童生徒の不調やストレスの兆候を早期に把握するためのアンケートを実施し、また、AI技術を活用したいじめ兆候分析システムの導入計画があるかないのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

アンケート調査などは、既に1人1台端末を活用して行っております。加えて、端末を活用して心の健康観察ができるように、システムの選定や具体的かつ効果的な活用方法について、現在、調査研究中でございます。

○9番（高山正信君）

今1人1台端末を活用して、アンケート調査をされているということですが、いろいろ子どもたちに聞いてみると、何か小学校のときに1回、2回あったかなとか、中学校のときにあったかなという、子どもたちはあまり記憶がないという話もしておりました。そのくらいの活用ではなくて、もっとしてほしいと思っております。先ほど言われました心の健康観察

など、毎日できるようなものであれば、しっかりしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、学習機会の確保と進学支援についてお伺いしますが、不登校の児童生徒が学習機会を失うことなく、しっかりと教えを受けられる体制を整えることを要望したいと思っております。不登校児童生徒の中には、学校に通えないことにより学力が低下することを心配する児童生徒や保護者も多いということです。そのため、学習機会を確保し、進学の道を開くための支援が必要だと思っております。

現在、不登校児童生徒の学習機会の確保として、どのような支援、取組をされているのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

不登校児童生徒の実態にもよりますが、まず時々別室登校ができているケースでは、授業と別室をオンラインでつないだり、教室と同様の課題に取り組ませたりしております。

時々放課後に登校できているといったケースも、授業担当者が指導したり、課題を渡すことができしております。また、端末を持ち帰らせ、A Iドリルの課題を指定することもございます。

登校日数が少ないケースや、登校していないケースでは、あしたばに通う児童生徒は、あしたばで学習指導を受けます。あしたばに入所していない児童生徒に対しては、家庭訪問で個別指導を行ったり、課題を渡したりしますが、こちらは保護者や児童生徒本人と話し合い、同意が得られた場合の取組となります。

○9番（高山正信君）

不登校児童生徒が学習の機会を失うことなく、支援を受けながら学び続けられる体制が重要であると思うんですが、不登校による学校の出席日数の取扱いはどのようになっているのか。例えば、不登校にはいじめであったり、経済的な理由であったり、病気、けがなどがあると思うんですが、その辺を踏まえてお伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

長期欠席の分類の中に、病気、経済的理由、不登校、その他がございます。いずれも欠席となりますが、八女市教育支援センターあしたばに行けた日は出席扱いとなります。フリースクールやオンライン学習をした場合の出席扱いについては校長判断ですが、現在、八女市教育委員会で判断基準を明確にしたガイドライン作成に着手しております。

○9番（高山正信君）

不登校イコール高校に行けないんじゃないかと、不登校の子どもが不安になるということ

でございます。今の課長答弁でしたら、あしたばとかなに行けば別なんですけど、全て欠席扱いになるということで認識してよかったのかと思うんですが、それでは、学習機会が十分に確保されなかった場合、進学への具体的な影響はどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

義務教育終了後の進学に関して、一般的には進路選択の際に担任や進路指導担当教職員が生徒本人や保護者の希望を聞き取り、できるだけ近い形で実現できるような選択肢を示したり、相談に乗ったりしております。不登校に関しましては、それに加えて、通信制や単位制フレックスの高校や定時制の高校を選択されるケースもございます。近年は学びの多様化も選択肢に加わっています。

また、高校入試の志願書類に含まれる調査書に関して、福岡県はまだ出席日数を記入する項目がございますが、全国的な傾向として、出席日数を記載しない自治体が増えてきている傾向にあると伺っております。

○9番（高山正信君）

先ほどから八女市でオンライン授業による出席扱いをちょっと今研究されているということなんですが、今現在、八女市でオンライン授業の実績があるのか、また、そのオンライン授業を受ければ出席扱いとできるようになるのか、お伺いいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

これまでも教室とあしたばとをオンラインでつないだ事例がございます。さらに、児童生徒の自宅とつなぐという試みをしたケースは複数ございました。ただ、日常的に継続したオンライン授業はこれまでできておりませんでした。

今年度、中学校で1名、小学校で2名、授業と自宅をオンラインでつないでいる事例がございます。今後、ガイドラインが示されましたら、条件を満たしていると校長が判断した場合、出席日数にカウントすることになります。

○9番（高山正信君）

最近、コロナ禍の影響で非常にこのオンライン授業というのは言われていたので、これが今オンライン授業が中学校で1名、小学校で2名というのが非常に少ない、コロナ禍で授業が受けられなかったのもうちょっと進んでいるのかなと思っておりました。

不登校児童生徒の出席日数の取扱いについては、先ほど伺ったように、基本的には欠席扱いと伺いました。だから、不登校の児童生徒が気にしているのが出席扱いとなるための柔軟な制度であると思っております。特に学年や年齢にとらわれず、個々のペースに合わせて学

べる教材の導入は、文科省が言っている出席扱い制度を適用する上で非常に重要な要素となると考えております。

これは私が調べた出席扱いの制度に対応している教材ですが、無学年式オンライン教材であるすららとありますが、今現在60ぐらいの自治体に導入されている教材で、生徒が自分の学習進度に合わせて学びながら、無理なく学習を進めることができるため、不登校の児童生徒にも大変有用な選択肢となっているとのことで、もちろんほかにもそのような教材はあると思うのですが、このすららは個人的にお願いすると1人月10千円程度かかるということですが、行政で契約すれば、1人当たり月1千円で受けられるということ、これは出席扱いの実績もあるということです。

不登校児童生徒は年々増加傾向にある中で、本人たちは進学できるのか不安なのに、この八女市のオンライン授業も十分であるとはとても思えない状況でございます。昨今は、高校なども不登校だった生徒の受入れをされているところも増えてきているとは伺っておりますが、まだまだ十分でなく、希望の高校が受け入れてあるかどうかは分からないところであります。そのような意味で、オンライン授業やオンライン教材による出席扱いになるのは、不登校児童生徒も自信につながるものだと思っております。

そこで、最後に市長にお伺いしたいのですが、現在、オンライン授業の導入が十分に進んでいない状況において、オンライン教材の活用を含む不登校児童生徒への支援策、特に自宅でのオンライン学習を出席扱いとする制度の整備が重要だと考えます。文科省の方針では、ICTを活用した自宅学習が出席として認められる場合があるとされております。しかし、実際には各学校や自治体によっては対応が異なり、制度の周知や運用が十分でないケースもあります。

このような状況を踏まえて、市としてオンライン教材の活用促進や、オンライン学習を出席扱いとする制度の整備、周知をどのように進めていくお考えなのか、また、具体的な支援策や今後の取組について市長の考えをお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、今回質問全体の中でもいただいた八女市において小中学生の不登校児童が増加傾向にある、その対策をしっかりと取っていかないといけないということで、まずはしっかり高山市議からも御指摘いただいたとおり、不登校になる前のSOSサインにしっかりと気がつく、そこが最も重要なところだと思っております。

一方で、SNSの普及などによって、なかなかそのSOSサインに気がつくのが難しくなっている、その結果として、やはり不登校児童の数が実際に事実として増えてしまっている状況を鑑みますと、オンラインも活用しながら、そういった不登校になっても学

びの場を提供するという事は、市としても積極的に取り組むべきところだと思っております。

そういった中で、今、市議からも具体的な事例を含めて御紹介いただきましたが、やはり教育現場におけるデジタルの活用というのが、まさにまだ始まって間もない。これは毎年、日々そういったいろんな教材というのも、いろんな事業者だったり、いろんな教育機関から提供されている中で、どれが有効かというのもしっかり見定める必要があると思っております。

そういった中で、しっかりとまずは現場の子どもたちの声を聞きながら、個人的にはできる限り学校に行ってもらおう。小中学校というのは、その周囲の同級生だったり、学校の先生、地域の方々と交流する機会を子どもたちに提供して社会性を身につけるといところが学校の大きな役割の一つだと思いますので、できる限り学校に復帰できるような環境を整えるということを最優先にしながらも、一方で、どうしても学校に行けないという子どもたちのために、そういったデジタル教材の活用というのも、まずはどういった、例えばほかの自治体で事例があるのか、文部科学省でどういった支援策を提供しているのか、そういったところをしっかりと市としても情報収集しながら、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

今、市長が言われましたように、学校に行ってもらおうのが本当は一番いいんですけど、なかなかそこができない環境の子もおるわけでございます。

例えば、本当に学校に行くと、給食であったり、友達関係であったりと、本当に成長していく上で非常に重要なことを学べる場ではあるんですが、やっぱりどうしても不登校になると生活が、夜昼逆転したり、それ以外に本当に難しいことがあっていると私は思っております。

そういった意味で、地域社会、学校、そして家庭が一丸となって、また、これらの不登校問題に取り組む必要があると思っております。私たち一人一人が子どもたちの声に耳を傾けて支え合う社会になるように、施策の充実をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

9番高山正信議員の質問を終わります。

13時ちょうどまで休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様こんにちは。5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。傍聴席の皆様お忙しい中、お越しくださりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様御視聴いただきありがとうございます。

今回の質問は大きく2点あります。

1点目は教育行政について、不登校児童生徒対策、小中学校施設の問題及び教室環境についてお尋ねいたします。

本市における不登校児童生徒数の推移は、今から6年前の平成30年には小学校で21人、中学校で46人、小中合わせて67人でしたが、今年度は1月末時点で小学校78人、中学校で113人、小中合わせて191人、この6年間で実に2.85倍に増加しております。この間、教育委員会をはじめ関係者の取組はありますが、結果として不登校児童生徒数は増え続けています。このことは従来の取組が功を奏していないことを表していると言わざるを得ません。不登校児童生徒数の減少のためにもう一度何が必要なのかを考え、抜本的な対策を打つべき時期に来ていると思います。この観点から質問をいたします。

1月25日、この議場において八女市青少年育成市民の会主催の八女市こども議会が開かれ、市内13小学校と義務教育学校2校の6年生、15人の一般質問の中に岡山小学校の児童より学校のトイレは古く数も少なくて使いづらい、新しくできないかと質問があり、市長はすぐ新しくするのは難しいが、トイレ掃除専門の会社に洗浄を依頼すると応じ、本年度の施策に加える考えを示されました。

2月7日には、総務文教委員会で長峰小、上妻小の管内視察を行いました。児童が使うトイレについて抜本的な改善の必要性を強く感じましたので、質問をいたします。

2点目は地域公共交通計画についてお尋ねします。

高齢化社会の進展に伴い、自動車免許返納者を含む交通弱者対策として、平成23年よりスタートしたふる里タクシーは路線バスとのペアで面と線の公共交通体系を形成し、大きな役割を果たしてきました。しかし、制度開始から14年が経過し、一層の高齢化、過疎化が進み、それまで何とか残っていた商店やスーパーもなくなり路線バスの減便、夕方5時以降はタクシーが来ないなど、市民の足となる公共交通の空白地域が現に拡大しています。

先日、私は議員有志で京都府綾部市、京都市山科区におけるライドシェアの視察に行きました。2つのまちの取組から見えてきたものは、今後の問題解決のためには利用者住民と運行業者、行政の三者でしっかり議論し、方向性を出していくことが何よりも大切だということです。その視点から幾つかのことについてお尋ねをいたします。

あとの内容については質問席にて行います。

執行部におかれましては簡潔明瞭で分かりやすい回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の教育行政についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2つ目の地域公共交通計画について答弁をいたします。

地域公共交通計画について。

まず、地域公共交通計画の進捗状況はというお尋ねでございます。

八女市地域公共交通計画は令和4年度に策定しております。しかしながら、その後、全国的に運転手不足が顕在化し、八女市においても路線バスが変更されるなど、取り巻く環境は厳しさを増しております。この間、国においても交通制度の改正を行っていること等を踏まえ、計画見直しの必要性について調査を進めてまいります。

続いて、ふる里タクシーについて。

ふる里タクシーの利用状況は、利用者減少の原因分析は及び利用者増に向けた今後の対策はにつきましては、一括して答弁をいたします。

ふる里タクシーの利用は人口減少やマイカー普及等により、年々減少傾向で推移しております。ふる里タクシーの利用環境の改善を図るとともに、路線バスや一般タクシーを含む公共交通全体での利用推進に努めてまいります。

次に、ライドシェアについて。

ライドシェアの研究は進めているのかというお尋ねでございます。

交通空白の解消を図るため、様々な形態のライドシェアが国内各地で導入されております。八女市におきましては、特に中山間地域における制度の活用に向けて検討を行っております。

続いて、交通弱者対策にどう取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

地域交通が大きな課題に直面している状況を国も認識して交通制度の大幅な見直しが行われております。地域の状況変化や、多様化するニーズに向き合い利用者や交通事業者などの意向も踏まえ、八女市地域公共交通協議会での議論を深めながら地域に適した公共交通の維持、再編を図ってまいります。

1つ目の教育行政についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

1、教育行政について。

不登校児童生徒対策について。

まず、不登校児童生徒の現状はとのお尋ねです。

本年度1月までの不登校の状況は小学校78人、中学校113人で昨年同時期と比較しますとほぼ同程度でございます。不登校児童生徒への対応として学校をはじめ八女市教育支援センターでの学習や、八女市教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが関わる支援を行っております。

次に、不登校になる原因はどこにあるのかというお尋ねです。

不登校になる原因は個々様々でございますが、近年の傾向としましては家庭環境や生活の乱れ、本人の無気力を原因とする不登校が増加をしております。

次に、今後に向けた対策はとのお尋ねです。

不登校児童生徒の居場所の確保、学校や社会とのつながりを切らないこと、さらに、学習権を保障することが大切です。

不登校解消のために、これまでの取組を継続し、学校をはじめ八女市教育支援センターにおける児童生徒の居場所確保や、学校に配置しているスクールカウンセラー及び八女市教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが関わる支援を行います。また、不登校になる前の早期対応のため、今年度から県の事業を活用して校内教育支援センターを2つの小学校に設置しましたので、その充実に努めてまいります。

次に、小中学校施設について。

ア、トイレ施設の現状認識は及びイ、洋式化に向けた取組の現状と今後の改善計画はにつきましては、一括して答弁をいたします。

トイレ施設の現状は、学校によっては校舎の老朽化に伴い古くて狭い現状にあると認識しております。

また、各学校の洋式化の現状は配信している資料のとおりであり、今後は校舎の大規模改修時や、洋式化率の低い学校などから順次改修をしていきたいと考えております。

次に、小中学校教室環境について。

冬季期間の教室温度の状況はとのお尋ねです。

冬季の教室温度を上げるために各学校では空調機を利用しており、室温を計測した状況は配信している資料のとおりです。

次に、DX化に伴う教室環境の整備はとのお尋ねです。

児童生徒や教職員が使用する端末が遅滞なく動作するための通信環境の整備や、児童生徒用端末の充電保管庫の設置、大型の電子黒板の設置を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

まず、不登校児童生徒対策について伺います。

先ほども述べましたように、不登校児童生徒の人数が6年前に比べると2.85倍と急増しております。一方で、教育支援センターである「あしたば」の入所者数は今年度17人、体験入所者数を24人、合わせて41人という状況で、不登校児童生徒のうち「あしたば」とつながっている子どもは全体の21.5%、2割強にとどまっています。つまり残りの8割近い子どもたちは「あしたば」にも通えていない状況であります。これまで教育委員会をはじめ関係者の努力がありながらも年々その数が増加してきており減少に転じない。この間の取組の検証はなされてあるのか、そして、それをどう評価しているのかについて、まず伺います。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

スクールカウンセラーが昨年行いましたカウンセリングにつきましては、総数2,351件で1人平均213件です。スクールソーシャルワーカーは4名の年間合計での相談受付件数が令和5年度は6,978件でした。児童生徒一人一人について家庭、学校をはじめ関係諸機関と連絡を取り合った結果だと考えております。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による効果につきましては、適切な助言、援助を受けて効果的な支援につなげることができているといった学校現場からの声を受けております。

また、校内教育支援センターに関しましては、7月以降1校、10月以降1校の設置でしたが、設置校からなかなか教室に入られなかった児童が安心できる居場所と支援員さんのおかげで落ちつき、徐々に教室へ入られるようになってきた。それから、連続欠席の日数が減り、逆に連続登校の日数が増えてきたとの報告が上がっております。

市全体の不登校児童生徒数減少も大きな目標ですが、保護者との協力体制が取られるようになったですとか、これまで登校できなかった子が2日や3日でも登校できるようになったとか、あるいは欠席は30日を超えてしまったけれど、昨年よりは少ない欠席日数だったと、小さな前進も大切に積み重ねていきたいと考えております。

なお、令和7年度も2校には継続して校内教育支援センターを設置いたしますので、今後とも充実を図ってまいります。

○5番（古賀邦彦君）

頑張っているのはよく分かります。ただ、全体として見えてくる数値、これはやっぱり冷静に見ておく必要があると思います。

教育部長にお尋ねをいたします。

これだけの取組をしているにもかかわらず不登校児童生徒数が減少に転じない、一体そこには何があるのか、減少しない原因はどこにあると思われるのでしょうか。

○教育部長（牛島新五君）

お答えいたします。

不登校が減らない理由ということでございますが、まず、この不登校が起こる要因というのはやっぱり複数の要因から重なっているということがあると思います。

主な要因といたしましては、教育環境の問題、これは学校でのカリキュラムになかなかうまく順応できないということもありますでしょうし、学校での友達の間関係がうまくいかないこともあろうと思います。また、いじめなどもあると思います。

そのほか、あと家庭環境の影響です。家庭環境は親子関係、あるいは両親の関係の問題、それから、子どもに対する過干渉や過度な放任、そういったことも影響してくると考えております。

また、精神的、心理的な問題もあると思います。鬱病、鬱状態でありますとか適応障がい、発達障がいといったものが影響を与える場合もあると考えております。

また、プレッシャーなどもあろうかと思えます。特に中学生などでは高校入試が近づいてきたりすると、それに対する不安やプレッシャーによって不登校につながっていく。また、情報社会の影響ということもあります。SNSの普及によってこれはいい影響もありますし悪い影響もありまして、そういった中で不登校につながってくる。また、支援体制の不足ということも一部あろうかと思っております。

そういったことが複雑に絡み合って、影響し合って不登校問題が容易に解決されない状況が続いていると捉えているところです。社会全体で理解を深めていただいて各方面からの支援を強化していくことが必要だと思っております。

また、この不登校に対する取組につきましても、必ずしもすぐに学校への復帰を目指すのではなくて、必要であれば心療内科への治療を促したりとか、時間をかけて対応していくことも行っておりますので、そういったことから若干増えていっているということにもつながっているんじゃないかと捉えているところです。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ちょっと時間の関係がありますからできるだけ簡潔にお願いいたします。

御存じのとおり、日本国憲法第26条第1項すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するとあります。

また、義務教育の目的は、一般的に社会の形成者として必要な資質を養い、自律的に生きる基礎を養うと、培うと言われております。一人の人間にとって生きていく力を身につける大切な義務教育期間中に憲法が保障する学ぶ権利が享受できないこととなります。

先ほど教育長の回答にありましたように、学習権の保障、学ぶ権利を保障しなければなり

ません。だからこそ問題の原因を深く分析し、その上に有効な手だてを打っていく、このことが大事だと思います。

当事者の声をよく聞くこと、全てはここからと思いますが、その点ではどういう取組を具体的になされてあるのか、簡潔にお答えください。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

学校では不登校児童生徒一人一人に対し、組織的なチームを編成してサポートに当たっております。これは学級担任にこだわらず不登校児童生徒と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任を持ち、年間を通じて支援していこうとするものです。このため、児童生徒の状態に応じたきめ細やかで継続的な対応が期待できます。

また、スクールソーシャルワーカーが学校のいじめ、不登校会議に参加し、不登校の子や不登校兆候の子をまず把握し、学校から依頼があれば家庭環境や子どもの実態、対応の仕方を十分話し合っ家庭へ出向き、家庭から受け入れていただければ保護者や子どもと話し込み関係づくりに努めます。また、信頼関係が構築できれば医療関係への受診同行や、放課後一緒に遊ぶなど、できるだけ家から出して社会や学校へつなぐサポートを行います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

文部科学省の委託事業、不登校の要因分析に関する調査研究報告書というのが、令和6年3月に公表されております。この調査は不登校の要因分析のために令和4年度に小学3年生から高校1年生であった児童生徒239名、保護者200名、担任教師1,424名の回答を基にまとめたものです。委員会もお持ちだと思います。

それによると不登校になったきっかけ、その要因はという項目で、不登校の児童生徒自身が答えているのは不安、抑鬱の訴え、朝起きられない、体調が不良という順に答え、保護者もほぼ同じような回答のようです。逆に担任の教師は不登校になったきっかけは宿題ができていない、学業の不振と答えが上位にあります。

先ほど、教育長は不登校の原因ということで家庭環境や生活の乱れ、本人の無気力のことが多いと言われましたけれども、今紹介した報告書には担任の教師から見た場合、不登校のきっかけ、要因としては宿題ができていない、学業の不振というのが上げられているわけですね、私はこの捉え方の違いは何なのかなと思ったところです。

教育長の回答を見て不登校の原因は家庭環境や生活の乱れ、本人の無気力、読み方によっては不登校児童生徒にのみ問題があるように受け取られるんですね、学校側の対応にも何も問題はなかったのか、その御認識はいかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるように、不登校の原因、これについては様々で、それで捉え方も様々だと思えます。

それで、先ほど午前中にも御質問を受けましたけれども、同じような状況であってもなかなかそれが確定したものとはならないという場合もございます。しかし、いずれの場合もやはりいろんな面から見て可能性があればそれが要因だろうと思えます。ですので、教員の側から見てと保護者の側から見て、あるいは子どもの側から見てそれぞれからきちっと話をしながらやっていくこと、これが一番重要じゃないのかなと思っているところです。

○5番（古賀邦彦君）

おっしゃるのはよく分かります。私は本人の無気力、この原因の一つということなんですけど、この本人の無気力の原因は何かということの掘り下げがもう一つ必要ではないかなと、本人にのみ問題があるのかどうなのか、本当は無気力の原因は何かその背景、これをきちんとつかむこと、本人や保護者の声をしっかりつかんで、それに寄り添って担当者任せにせずに組織としてきちんと対応していくことが私は大事ではないかなと思うわけです。

その点ではNPO法人の多様な学びプロジェクトというところが、関係者、当事者2,800人のアンケートを取った調査があります。それによると、不登校の子が嫌だったこと、これは登校の強制や登校刺激、登校を促すような対応、これが最も多かったそうです。保護者の回答でも子どもの状態が悪い変化をしたきっかけがやっぱり親による登校の強制、登校刺激だったと答えが多かったそうです。不登校の子が学校に行きづらいと思い始めたきっかけはと聞きますと、先生との関係、合わなかった、怖かった、授業が自分に合わないなどの声が多くあります。不登校の起因になっている問題を解決しないままに学校に戻りなさいと言っても、それはその子にとっては自分を否定されることになる。逆に不登校の子がうれしかったことは不登校を認められる、理解される、これが最も多かったそうです。不登校経験者の話では必死に頑張って学校に行っていて、不登校になったときは燃え尽きたような状態になっていると。しばらくは心の回復が必要と、そうした子どもの状況を受け止めてつらさを理解することが大切であると取りまとめたNPOは言っております。

そして、不登校は本人の気質の問題だとか親の育て方の問題だと言われるけれど、本人もそうやって親もそれで追い詰められてきていると。中には将来を悲観して親子で死を考えたとか、そういう声もあったようです。親が子どもを何とか学校に戻そうとするのも追い詰められた結果だと指摘をしております。

一方ですね、フリースクールなど、民間の居場所が助けになったという回答も多くあります。利用したくても費用が高く、補助には自治体間で差がある、どこに住んでいても本人が元気になってきて学校以外の居場所に行きたいと望んだときに通えるような補助をしてほし

いと言われております。本市における不登校の児童生徒数は先ほど御紹介したとおりです。「あしたば」に通う子どもも全体の2割強です。

教育長に再度お伺いします。

この状況を今後どのように打開されていくのか、お考えをお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

議員おっしゃるように、無気力という一言で片づけてしまえばその後の策が打てない。そこにあるのは、例えば、人間関係があつたり様々な無気力になる要因があります。そこまで掘り下げてやはりきちっと分析をして一つ一つ丁寧に対応していく、これが大事だろうと思っっています。

また、不登校の子どもたち、私は不登校になる兆候があるときですね、兆候があるときは本人もこれが原因だというのはある程度分かっているんですよ。このことが原因で行きたくないとかというのが、ですので、その兆候があるときは、私はある程度の登校刺激はあっていいのかなと思っっています。それをきちっと取り除くからちゃんと学校においでよと、無理に引きずり出すというのはちょっといかなものかと思っますけれども、だから、兆候段階でのその取組と申しますか、そういったことはとても大事になってくるだろうと思っっています。

あと、居場所をつくる。居場所をつくるのも大事なんですけど、居場所をつくるということとは不登校は減りません。不登校を減らすということとは相反することになりますので、それはそれで充実しなくちゃいけませんけど、やっぱり本当に不登校を減らしていくということになれば魅力ある学校をつくるということ、あるいは先ほど言いました不登校兆候の子どもたちにどう対応していくか、これを充実させていくということ。あるいは先ほどから出ていますスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーによる支援を続けていくと、もう一つは校内の教育支援センターですね、校内の教育支援センターであればそこに来れば登校になりますので、その充実、こういったことを図っていくことが不登校の数を減らすということだけで言えば大事になってくるのかなと思っているところです。

○5番（古賀邦彦君）

今、教育長がおっしゃった魅力ある学校をつくるというのは非常に私心に響きました。まず、基本はそこだろうと思っますね。不登校兆候の子たち、要するに不登校になろうとしていいる子たちをいかにならないように努力をするか。そのためにはやっぱり私も教育長と同感で、魅力ある学校、学校が楽しい、友達と話せて楽しい、おいしい給食が食べられると、そういうやっぱり魅力ある学校をどうつくっていくかが本当にこの問題では大事なところと思っます。

スクールワーカー、ソーシャルワーカーもありますけどね、基本中の基本はこの魅力ある

学校をいかにつくるか、これの一言にかかっていると思います。

ただ、一方でこれだけの不登校数があって、何度も申し上げているように、「あしたば」に通う子が不登校全体の2割強、残りの8割近い子たちは現実登校できていないわけですよ。不登校という状態なんですよね。だから、ここにどう切り込むかということなんですけれども、私、この事態を打開するためには不登校問題への対策を協議する有識者会議のような、そういったものを立ち上げて、これまでの取組をしっかりと検証する。そして、当事者の思いや声を反映させて新たな不登校対策を生み出すと、この必要があるのではないかと思います。

そして、「あしたば」も含めてNPOなど、民間の力を借りた新たな居場所づくり、今そういう段階に入っているのではないかと考えますが、教育長のお考えを伺います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員も御承知のとおり、現状として全国的に不登校の児童生徒数というのは毎年毎年増えております。これには様々な要因があると思います。

だから、うちだけで有識者会議を立ち上げて、それで進めていくということと言うならば不登校の数が減るかという、ちょっとあまり私は考えておりません。それよりもやはり先ほど申しましたように、議員もおっしゃいましたけれども、いろんな方々の知恵をお借りしながら組織的に取り組んでいく、これしかないだろうと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

八女市だけが有識者会議を立ち上げてもというところは私かなり引っかけます。八女市だからこそ有識者会議を立ち上げて対策を明確に打ち出していくと。現にあらゆる手だてを打ちよるわけですよ、打っているわけです。努力しているわけです。しかし、やっぱり結果として不登校児童数が増えている。全国的な問題ではあります、もちろん。だけど、だからこそ八女市は独自にそういった取り組みをする、そういう必要、そういう段階に来ていると私は思います。

市長にこの問題最後に伺いますが、みさき学園の開校により忠見小学校、川崎小学校が閉校します。どちらの学校とも十分使える学校です。「あしたば」の機能を移転し、広い敷地内で伸び伸びと子どもたちが学べる場になり得るのではないかと思います。

有識者会議の立ち上げとともに、両校の活用も視野に入れた今後の不登校児童対策についてのお考えを伺います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、この教育支援センター「あしたば」を含む教育サポートセンターについては、まず昨年9月に立花庁舎の二階に移転をしたところでございまして、私も立花支所に移動市長室

で行ったときにこの「あしたば」も含めた教育施設しっかり自分の目で確認をしてきたところでございます。やはり移転した直後ということもあって、また、「あしたば」については改修も行っておりますので、私が視察を行った際には非常に子どもたちにとっても勉強のしやすい明るい環境かなど印象を受けたところでございます。「あしたば」を継続的に利用している子どもたちにとっても、昨年9月に移ったばかりでまたすぐに施設が変わる、やはり環境が変わるといのは子どもたちにとっていい面もあれば悪い部分もあると思いますので、そこは慎重に検討したいと考えております。

一方で移転したばかりだとか、そういったところは行政の事情でございますので、古賀市議御指摘のように、今、不登校の子どもの数が増えているというのは事実です。そこはしっかり受け止めて、これまでの取組の検証は行わないといけないと思っております。

それが有識者会議がいいのかというところではありますが、いずれにせよ、様々な策を打ってきたにもかかわらず、実際、不登校の数が増えているというのはありますので、今後、忠見小学校、川崎小学校を活用するかということも含めて、まずは既存のこれまでの取組のしっかり検証を行う。特に「あしたば」については、今、全不登校児の2割強しか利用をしていない。じゃ、今後、例えば、残りの8割の子をできるだけ「あしたば」に行くように後押しをするのか、もしくは午前中の御質問で高山市議からもあったように、例えば、デジタルも活用して自宅でも学べるような環境をつくるのか、そこの方針によってこの「あしたば」をどう整備していくのかということも決まってくるので、この「あしたば」に限らず今の不登校児が増えている現状をどうやって今後改善していくのか、子どもたちの学びの環境を提供していくのかということ、総合的な議論をこれから進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

子どもが学校に行きたくないと思うのは、例えば、学校が楽しくない、先生や友人とのつながりが薄い、先生が忙し過ぎる、先生が足りない、1クラスの人数が多過ぎて先生の目が行き届かないなど、今の教育現場が持つ問題がその底辺に大きくあると私は考えます。

早急に抜本的な対策を打っていただくよう前向きな検討をお願いいたします。

小中学校施設について入らせていただきます。

先ほど御紹介をしたとおり、こども議会で岡山小の児童からトイレの改善要求が出されました。今度の広報でも大きく取り上げられております。私たちが未来の八女市をつくりますと、八女市の今と未来の課題を取り上げる中、岡山小学校の児童は学校のトイレは古く数も少なくて使いづらいです。新しくできないかと質問しました。この子がどんな思いでこのことを取り上げたのかなと私は思います。6年生ですからこの春卒業ですよ。後輩たちに少

しでもいい施設をという思いがあったのではないかと私は推察します。

先日、個人的に長峰小、上妻小、岡山小、忠見小、この4校を調査いたしました。上妻小と忠見小は20年ほど前、大規模な改修が行われて、その際にトイレの改修も行われており、古くはありますが、それなりの状態です。上妻小学校の1階の低学年用トイレは最近、掃除の専門会社に洗浄を委託して床面がきれいになっておりました。

一方、長峰小、岡山小はこれまで大規模改修が行われているように見えません。古くて暗いトイレです。岡山小1階の低学年用トイレは男子と女子の共同のトイレとなっていました。よく見るとこのトイレはもともと入り口が男子と女子と別々だったようですが、片方の入り口の奥に今は使われていないシャワー室、その奥に大人用の洋式便所がありました。これも今は使われておりません。そして1階から3階のトイレのパーティション、仕切りですけども、上の部分が空いております。声が聞こえたり音がします。極めつけはこども議会で児童が指摘したように数も少なくて使いづらい。校長先生に何うと、児童数が518人で休み時間にトイレに入られない児童がいる。休み時間後に授業中に先生トイレといった状態が恒常化しておると聞いて大変驚きました。

こども議会での指摘以降、教育委員会で何らかの改善措置は取られたでしょうか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

こども議会で議員の質問がございましたので、私たちも岡山小学校のほうに出向きました。議員御指摘のとおり、1階の1年生のところは男女が同じところから入っているという現状を確認しました。早急に改善が必要だということで考えましたので、3月までにまず入り口を分けるということを今、設計しています。

それから、御指摘のシャワールーム、こちらもございましたので、こちらについては保健室の近い場所に移転することにしておりまして、その後にシャワールームを取り壊してトイレの便器を置くということで、倍にすることで早急な計画を立てておるところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

教育部長にお尋ねします。

市内の小中学校のトイレ施設の現状について、どのような認識を持っておられるのか、また、洋式化に向けた取組の現状と今後の改善計画、簡潔にお願いいたします。

○教育部長（牛島新五君）

お答えいたします。

先ほどありましたとおり、こども議会での質問をきっかけに各小中学校のトイレの洋式化

率について調査をいたしております。その中で3分の1にも満たないような学校もございましたので、こういったところを優先的に洋式化していこうということで意思決定をしたところではあります。

また、全体の洋式化率につきましても県の平均以下であることも分かりましたので、県の平均に近づけるようにできるだけ工事を進めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

先日、私はお隣の広川町立中広川小学校のトイレ調査を行いました。これがそのときの写真です。（写真を示す）

先日、教育長と市長にはその写真を差し上げておりますので、御覧になっておると思いますが。

この中広川小学校のトイレはまるでホテルのトイレではないかと思うほど明るくきれいなトイレです。洗面台は手をかざせば自動水が出ます、手洗い後にブルーライトが光ってミスト状の水が流れます。便器は和式が一部残っておったようですが、昨年の夏休みに全て洋式に切替え、そして、トイレの床は乾式、いわゆる乾いた床で、掃除は雑巾で床を拭いているということでした。

教育長、これを御覧になってどう感じられますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員から写真を頂きまして私も見させていただきまして、正直に言って衝撃を受けたところです。あまりにも中広川小学校がきれいだったもんですね。私も学校訪問する際とか、あるいはこの間の岡山小学校の児童から質問があった際に、岡山小学校、長峰小学校、全部ほとんど見て回りました。やはり古いというのは率直な印象です。しかし、古い中でもきれいに使ってくれているというところもございます。これはやはり子どもたちが一生懸命掃除をしてくれて使ってくれているところだと思います。

先ほどありましたように、数の問題とか、あるいは男女の問題とか、そういったところはやはり早急にでも取り組んでやっていかなくちゃいけないと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

実は文科省のホームページを見ておりましたらトイレの改善に特に文科省は力を入れているんですね。大変な予算も3分の1の補助ですから、国のほうから本当は2分の1ぐらい補助してほしいんですけどね。だけど、トイレ改修を行った学校の子どもたちへのアンケート結果というのまで載せてあるんですよ。文科省として僕は異例だなと思っておりますけど、改修前は過半数の児童がトイレを我慢していた。その理由はトイレが汚くて嫌、トイレが臭くて嫌、

和式のトイレが嫌というのが多かったそうですが、改修後は我慢することが減ったというのが約9割、新しくなったトイレについては使いやすくなった、明るくなった、臭いがなくなったと答えているわけですね。

学校側からの評価としても不慣れな和式トイレに我慢する児童生徒が多かったが、慣れたトイレで我慢が減り、適切な習慣が身についた。児童の集中力が向上し健康状態もよくなったというのを文科省が求めているんですね、びっくりしましたけれども。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。

先日、総務文教委員会で長峰小に視察の際、外装工事はしているが内部もいろいろ必要だと校長先生が言われて、口をもごもごとされました。ですから、私がそれは何ですかと、内部の問題は何ですかと聞いたら、先生いわくトイレですと言われたわけです。児童が使うトイレも、そして、先生方が使う職員用のトイレもどうにかしなければならないと思ったところでした。

小中学校の校舎は今後、長寿命化計画で最長80年近く使うという市の方針があります。それならばそれに耐え得る施設の整備は外装も内装も万全にしてもらわなければなりません。少なくとも子どもたちが安心して使えるトイレを備えていただきたい。

今後の施設改善についてのお考えを伺います。

○副市長（原 亮一君）

答えさせていただきます。

こども議会の子どもたちの声、私も拝聴させていただきました。

学校施設につきましては、公共施設の中でも延べ床面積で3割を超え、本当に大きなカテゴリーになっています。そういった意味では、日々、学校現場の先生方や、教育委員会の皆様には安全に、大半の時間を子どもさんたちが過ごしておりますので、本当に毎日大変な御苦勞をされているだろうと思っています。

議員おっしゃるとおり、一気に学校施設を新しくすることはなかなか現実的に厳しい状況でございますので、長寿命化計画に沿って計画的に修繕をしていくと。そして、費用を平準化していくというのは基本の考え方となっております。

しかしながら、計画的な修繕といっても絶対に確保しなければいけないのは子どもたちの安全でございますので、そういう面につきましては、早急な対応が必要であると考えております。例えば、これまでも耐震化でございますとか、体育館のつり天井の問題とか外壁の問題、そういうものにつきましては、教育委員会、学校現場で迅速な対応をいただいているところでございます。

議員御指摘がありますように、子どもたちが安心してトイレに行けないということは本当に非常に問題でございますので、そういう部分についてはしっかり検討していかなければ

いけないと思っております。

教育長答弁にありましたように、何らかの工事に合わせて改修をしていく。それと、トイレ改修ということで単独を組み合わせていくということでやってきていただけていると思いますが、結果的に洋式化率は高くはないと私も思いますので、洋式化率の向上に向け改善のペースが加速化するよう市長と御相談させていただきながら教育委員会部局と協議をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひとも子ども議会で指摘された児童の思いをしっかり酌んでいただいて、子どもたちが安心して学校に通いたいトイレができるようにその充実をお願いしたいと思えます。

ちょっと時間の関係で幾つか省かせていただきます。

D X化に伴う教育環境の整備について伺います。

今度、中教審の作業部会がデジタル教科書、これを2030年度からの導入ということで検討がなされているという報道がっております。今、学校の教室にはそういうことで、デジタルでいろいろ電子黒板、子どもたち1人1台のタブレットなどなど、そういう教材が増えておりますが、いろんな意見がありまして、子どもたちの視力の低下が問題だと御指摘をする、そういう向きがあるわけですね。それで、これに対して現在の小学校教室の照明の明るさの問題なんですけども、学校教育課長にお尋ねしますが、先日、長峰小、上妻小を視察した折、教室の照明の照度がタブレット使用環境に適しているのかなと、基準を満たしているのか、ちょっと気になりました。

また、この春、開校予定のみさき学園、ここの教室の照度はどのように設定されているのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

教室の明るさ、照度につきましては、学校保健安全法に規定がございます。第6条に学校環境衛生基準というのを設けられておりまして、こちらに望ましい基準というのが設けられています。その中で、教室につきましては、通常の教室であれば300ルクス以上で500ルクス未満、コンピューターを使う部屋では500ルクス以上1,000ルクス程度が望ましいということで国が定めております。

私どもも今回、みさき学園を建設していますので、一応現場のほうから確認しましたがけども、普通教室においては500ルクスを基準に設計を行っておりまして、500ルクスの基準の設計で建設をしているということで認識しております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

資料を頂いておまして、学校環境衛生基準というところありますが、今のみさき学園が500ルクスとおっしゃいましたが、文科省の基準ではコンピューターを使用する教室等の机上の照度、これは500ルクスから1,000ルクス程度が望ましいとあるわけですね。なぜ新設校の照度がその一番最低基準である500ルクスなのか、なぜそう設定をされたのか、その理由をお聞かせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

先ほど申し上げましたように、国の基準が500ルクス以上1,000ルクス未満ということで、その望ましい基準ということでしたので、設計事務所と協議した上でこちらの500ルクスということですので、理由はそういうことで御認識いただければと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

確かに最低基準はクリアしているわけですが、本来新設校であればですね、今後ますますDX化は進んでいくわけですね。新しくつくる学校ですから私は設定値としては基準値の中ほど、あるいはその上位でもいいんじゃないかと思います。

このタブレットの使用を含む授業でのDX化によって児童生徒の視力の低下はないんでしょうか、その状況はつかんであるでしょうか。

また、現在、小中学校教室の照明は蛍光管が主流かと思いますが、蛍光管の生産中止が2027年末となっております。LEDへの切替えの計画はどうなっておるのかをお知らせください。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

子どもたちの視力の低下につきましては、個々に学校ごとにどういう状況にあるかということとはつかんでおりません。

しかしながら、DX化が進んでおりますので、学校のほうでタブレットの使い方、そういったものは指導していると認識しております。例えば、タブレットから30センチ以上離れなさいよとか、30分以上使ったときには必ず1回は休憩しなさいとか、持ち帰ったときには寝る前には使わないようにとか、そういった指導はやって視力の低下防止を行っていると思っています。

それから、もう一つお尋ねになったのはLED化につきましては、おっしゃるように令和9年度末で蛍光管が廃止になるということになりますので、順次設計を行っていく予定で

ございますが、教室の空調もちょうど15年ぐらいの更新時期を迎えますので、その設計と同時に令和10年度以降に設計をして順次取り替えていきたいなという思いでおります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

授業でのDX化に伴う子どもたちの視力低下を心配しております。照明基準を満たして子どもたちが安心して授業が受けられるように求めておきたいと思っております。

教育行政がちょっと時間かかりましたが、これで終わらせていただきます。

地域公共交通計画についてです。

11月に行われた市民と議会の意見交換会でも多くの意見、要望が出されております。

本市では、令和5年度から令和12年度までの8年間を対象期間として八女市地域公共交通計画に取り組んでおります。前期の計画で、前期5年間の取組の中で幾つかの課題の解消に至っていないというのが指摘されておまして、人口減少と高齢化が進む中での路線バスの利用促進、それから、ふる里タクシーと幹線路線バスの乗換えの不便性解消というのがありますけれども、例えば、この2点について2年弱ではありますけれども、課題解消のために具体的にどのような取組をされてきたのか、担当課長にお願いいたします。簡潔にお願いします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

路線バスの利用促進につきましては、これまでも3点ほど取組を行っております。1つは学生の通学の補助ということで、定期券の補助を行っているところでございます。

2つ目に、外部のほうに移動される際の交通事業ということで八女インターの付近にパーク・アンド・ライドの駐車場を設置いたしまして、こちらを御利用いただいてスムーズに高速に乗っていただけるような整備を行っております。

それから3つ目に、これは交通事業者さんが取り組んでいただいている部分の御支援でございますけれども、茶のくに定期券、それから、回数券に関する補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

このふる里タクシーについても、平成24年の年間6万4,322人の利用をピークに年々下がり続けておまして、コロナ禍でさらに落ち込み3万7,000人台と、ピーク時の58%で推移をしてきております。

今後に向けた対策が必要だと思いますが、市民の移動手段としての地域公共交通については多くの御意見をいただいております。例えば、私は先日、黒木地区での市民と議会の意見

交換会に行きましたが、午後5時以降はタクシーが動かないという本当に困った御意見をいただいております。この交通空白に因應する新たな手法が必要になってきていると思います。その有効な対策がライドシェアではないかとも考えます。

担当部長にお尋ねします。

ライドシェアについて、今後どのように対応していくのか、お考えを聞かせてください。

○企画部長（平 武文君）

ライドシェアにつきましては、安全性でありますとか既存の事業者様への影響、こういった考慮すべき点ございますけれども、やっぱり移動サービスの提供者、担い手が増えるということ、それと反対に利用者からすれば選択肢が増えるということで、大変歓迎すべき規制緩和の流れではないかと考えています。

また、自家用車での移動がほとんどである我が地域性にもフィットするということで希望を持って捉えているところでございますので、これから制度設計というところでございますので、市民、事業者、そして関係者の皆さんの御意見、お知恵を拝借しながら市民の皆さんに喜んでいただけるような制度にしていきたいと考えています。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

先ほども申し上げましたとおり、議員有志で京都府のほうにこのライドシェアの調査をしてまいりました。まだまだ始まったばかりのシステムで非常に苦勞されておられましたし、かなり地域の方の犠牲的精神といいますか、有償ボランティアでもない、本当にボランティアでそれを動かしてある、そういう場面も見てきました。立ち上げるために相当なエネルギーも必要としますが、立ち上げた後の継続性、持続性というのも非常に大事なものだなどのをつくづく感じまして八女市にとってどういう形が一番いいのか、何よりも利用者市民と事業者、行政がやっぱりしっかり議論して、どういう体系が必要なのかということをお腹を割ってしっかり議論する時期に来ておると私は感じました。

またもう一つ、これは山内の方から先日伺った話ですが、乗合タクシーを使って中心部に行って、買物、病院を済ませた後、山内ですから星野線と羽矢線と2つ堀川バスの系統があるんですね、そういう意味では恵まれたところですけども。ただ、帰りの福島からのバスの出発時刻がひっついていて、もう少し間隔が空いておくと利便性がいいけどなと御意見もいただきました。予算では毎年1億円以上ですね、路線バスの維持のために税金投入しております。やっぱりそういった立場からも、そういった意見を事業者にも上げてより利便性の高い運行に努めていただければと思います。

今年度の予算では交通空白の解消に向けて、特に中山間地域における新たな移動手段の確保を見据えた導入の可能性について調査、検証するための予算が計上されております。交通

弱者対策としてスタートしたふる里タクシーは路線バスとのペアで面と線の公共交通体系を形成し、その大きな役割を果たしてきました。しかし、制度開始から14年間が経過して一層の高齢化が進み、商店、スーパーの閉店、路線バスの減便、夕方5時以降はタクシーが来ないという公共交通の空白が現に拡大しております。まさにこの課題は待ったなしという課題だと思っております。

最後に、箕原市長にこの課題に対するお考えをお尋ねいたします。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、古賀市議から御指摘いただいたとおり、今の公共交通の状況というのはまさに待ったなし、すぐに取りかからないといけない喫緊の課題の一つだと考えております。

そういった中で、このライドシェアの導入については私も所信表明演説、施政方針演説等でも言及させていただいているとおり、今後の広い八女市の公共交通を考えたときにその活用は不可欠だと考えております。

このライドシェアもまさに国が積極的に取り組み始めて間もない、例えば、ライドシェア、日本のライドシェアの仕組みだけ見ても公共ライドシェア、日本版ライドシェア、そして、最近はまさに地域の共助の考えを取り入れた共助版ライドシェアといったような形で様々な仕組みが、今、国から提案されております。そういったものも各自治体導入している中で、今、市議からも御指摘があったとおり、導入したもののなかなか維持、管理に結構苦勞をしているという自治体の事例も私も様々耳にしているところでございます。

この八女市はふる里タクシーも早くから、14年前から導入をして長く利用されてきたところでございますが、まずはそういった既存の堀川バスをはじめとした公共交通、乗合タクシー含めて既存の公共交通をしっかりと使いやすくする、山内の方のダイヤの御指摘もありましたが、既存の公共交通をまずは使いやすくする、そこは大きなお金もかけずに、また時間もかけずにできる場所だと思いますので、そういったところにまずはしっかりと組みつつ、このライドシェアの仕組みというのはどういった形で既存の公共交通と組み合わせて八女市で行うのが適切か、より効果的かというのをしっかりと来年度予算にも計上させていただいておりますので、そこで調査研究を行いながら早期の導入を目指してこれから取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

住民の移動手段の確保というのは住民が住み慣れた場所で住み続けていくために欠かすことはできません。地域を守る、町を維持する重要な課題です。住民の皆さんが安心して生活ができる環境を備えていくことは私たちの責任であります。しっかりと対応していただくこと

を重ねてお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

14時20分まで休憩します。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番小山和也議員の質問を許します。

○8番（小山和也君）

皆さんこんにちは。本日最後の質問者となります議席番号8番の小山和也でございます。

本日は大きく2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、中学校部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。

スポーツ庁、文化庁が2022年12月に策定しましたガイドラインに基づき、まずは2023年からほぼ3年間をかけて中学校の休日の部活動を優先して段階的に地域移行を行おうとしております。これにはメリット、デメリットも当然あるわけですが、この中において本市はどのように考えてあるかをまずお尋ねいたします。

2点目は、八女伝統本玉露についてお尋ねをいたします。

G Iも登録され、全国的にもかなり知名度のある八女伝統本玉露ではありますが、生産者の皆様にはまだまだいろんな課題が山積いたしております。そのような中、本市としてその課題対策と今後の展望をお尋ねしたいと思っております。

私は箕原新市政になりまして初めての一般質問でございます。緊張のあまり質問がところどころぼやけてしまうところがございます。その点は、箕原市長、また副市長、教育長、そして、執行部の皆さんにおかれましては、寛大・寛容なお心でいつものとおりにお察しいただき、市民の皆様には分かりやすい御答弁をお願いしたいと思っております。

詳細につきましては質問席のほうからさせていただきますので、どうぞ最後までよろしくお願いたします。

失礼いたしました。忘れていました。大変お忙しい中に本日傍聴に来ていただきました、御来席いただきました皆様、また、ネット中継を御視聴の皆様、いつも本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

○市長（箕原悠太郎君）

8番小山和也議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の中学校部活動の地域移行についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいた

しますので、先に、2つ目の八女伝統本玉露について答弁をいたします。

八女伝統本玉露について。

まず、生産者と問題点の話し合いなどは行っているか。また、生産者、J A、行政との合同の話し合いは行っているかというお尋ねでございます。

八女伝統本玉露は八女茶のトップブランドであり、世界に誇る農産物である一方、生産者は年々減少しており、産地をどのように維持するかが重要な課題であると認識しております。

このような中、八女茶、そして、八女伝統本玉露の生産振興に資するため、福岡県茶業振興推進協議会や福岡県茶生産組合連合会など、県、J A、生産者、茶商等で構成する多数の団体が組織されております。八女市も、委員やオブザーバーとして各団体の会議や研修会に参加しながら、生産現場における現状や課題の共有を図っており、今後も、県、J A等と連携し、八女伝統本玉露の生産維持のための支援に努めてまいります。

続いて、様々な課題がある中で、今後、世界に発信していくために本市としての考えはどうかというお尋ねでございます。

茶の輸出額は、国内のリーフ茶の需要が年々減少する中、米国、E U、アジア圏を中心に年々増加しております。

八女伝統本玉露は、平成27年の地理的表示保護制度（G I 認証）を契機に、国内外での知名度を高めるため、各種事業を展開しているところでございます。今後も、福岡県をはじめとする関係機関と連携し、さらなる発信力の強化と知名度向上に努め、輸出拡大に向けた取組を推進してまいります。

1つ目の中学校部活動の地域移行についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

以上御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

8番小山和也議員の一般質問にお答えをいたします。

1、中学校部活動の地域移行について、本市としてはどのように考えてあるかのお尋ねでございます。

休日部活動の地域展開につきましては、これまでに関係者による休日部活動の地域クラブ活動への移行推進委員会を発足させ、令和8年度からの地域展開を目指して準備を行ってまいりました。今後も国や県の動向を注視しつつ、できるだけ早く、そして、少しでも多くの受皿づくりに取り組んでまいります。

次に、生徒たちに対して、体育会系、文科系も含め、どのような部活動を行いたいかな等の調査をされたことがあるのかのお尋ねです。

令和5年度に、小学校4年生から6年生までの児童に対して、休日部活動の地域移行に関

する意識調査を行っております。対象児童は、令和8年度に中学校に在籍する児童でございます。希望する部活動に関する調査は行っておりませんが、今後実施を検討いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

それではまず、中学校部活動移行について通告どおり御質問をさせていただきます。

この中学校部活動の移行問題に関しましては、先ほど冒頭申しましたように、メリット、デメリットの両方があるかと思えます。

メリットの1番としては、問題にもなっております先生方の過度な労働時間の緩和や及び専門的な指導者による生徒たちのスキルの向上という部分だとは思っております。

また、デメリットとしましては、そういった地域移行した場合に、民間の方から御指導を受けるとなると、指導料、授業料の発生、また、練習場までの保護者の皆さん方の送迎の負担、こういったことが挙げられると思っております。

その中で、この八女市、とりわけ私の住んでおります東部地域にとりましては、どうしてもこのデメリットのほうが大きいような感じがいたします。

そこで、1番、2番という質問を分けておりますが、何点かずつ御質問をさせていただきます。

先ほど教育長答弁の中に、ちょっと大変長い、休日部活動の地域クラブ活動への移行推進委員会というものを設置しておるという御答弁がありました。これは全国的にまだまだこの問題に関しては飛躍的に進んでいる自治体はないかと思っております。

ただ、飯塚市のほうでは、これは推進委員会じゃなくて検討委員会という形を設けられて皆さんで話し合いをしておられるということでございます。

そこで、先ほど教育長が申されましたこの検討委員会、この委員さん方はどのような方で構成されているのかをお尋ねいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

八女市立中学校等休日部活動の地域クラブ活動への移行推進委員会、こちらは設置要綱に、八女市立中学校等校長会代表、八女市立小学校長会代表、八女市立中学校等教職員代表、八女市PTA連合会代表、地域スポーツ活動関係者代表、地域文化活動関係者代表、そして、教育部の課長と指導主事、その他教育委員会が必要と認める者とございますので、要綱に従い、事務局員を含め12名で構成しております。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。小中学校の先生方とかPTAの保護者の方も入ってあるというこ

とでちょっと安心したわけですがけれども、それでは、この会議の進捗状況といいますか、どのくらいの頻度で現在まで行われてきたかをお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

推進委員会の進捗状況でございますけれども、これまでに、令和4年度後半から準備委員会を開催した上で、令和6年度、今年度に休日部活動の地域クラブへの移行推進委員会を立ち上げをしておるところでございます。

昨年10月と12月にこの委員会を開催いたしまして、これまでの経緯、それから、現状の確認を行っておるところでございます。地域クラブとした場合の様々な問題、先ほど小山議員おっしゃいましたけれども、様々な問題点、それから、連携の協力、それから保護者、地域住民の皆さんへの周知等について協議をしているところでございます。

今後におきましても、連携の協力であったり運営の方法、こういったものを協議していく予定でございます。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。全国的にそうだと思いますけれども、今からではないかという認識を持ちましたけれども、一応スポーツ庁、文化庁の見解では、恐らく令和8年度をめどにということになっておりますが、恐らく、私個人の考えですけれども、令和8年までにきちんとした回答を出せる自治体はないんじゃないかと思うところがございます。

ただ、いずれこのことは避けてはならない問題になってくるかと思っておりますので、ぜひともこういった検討委員会があるとするならば、定期的に皆さんの御意見を聞きながら進めていっていただきたいと思っておるところでございます。

それでは、2番目の中でまた何点かお尋ねいたします。

現在、八女市全体の中学校で、体育会系、それと文科系、これは部活動として稼働している種目は幾つぐらいあるのか。これは委員会のほうで把握できているでしょうか、お尋ねいたします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

令和6年度の常設部活動といたしましては、運動部が9種目ございます。陸上競技、軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、剣道、ゴルフです。

文化部が4種目ございます。吹奏楽、美術、音楽の琴、それから文化です。

プラスしまして、eスポーツが1校ございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。私が思った以上にいろいろと体育会系も行われているかなという感じがいたしました。これはやはり旧八女市の生徒数が多い中学校、そういった中学校においてその種目も当然多いんじゃないかなと思うところですが、それでは、その中で自分の地域、要するに、地元の中学校にはやりたいクラブ活動部がないからよその地域の中学校に入学をして入学時から自分のやりたい部活動を行っているという生徒数がお分かりであれば教えていただけますか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

こちらのお答えにつきましては、学校選択制の面談の折に、その理由をおっしゃるときに、希望の部活動があるからこちらの学校を選択したと申告いただいた方の人数を集計いたしました。

令和4年度が8名、令和5年度5名、令和6年度8名、つまり、現時点の中学校在校生のうち、21名が希望の部活動があるという理由で申請をされております。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。私の思った人数よりかはちょっと少ないような感じもしましたけれども、これは反面、部活動をしたいけど、やっていないという生徒たちもいるのかなということを探ることができるわけでございます。

それで、実はその次に、中学校によっては、今申しましたように、部活動としては人数的に不足でできない子どもたちもいる、やりたくてもその部活動がないという子どもたちもあるんじゃないかと察するところですが、先ほど教育長の御答弁の中に、小学校4年生から小学校6年生、いわゆる小学校の高学年生というところで意識調査をされたことがあるとお答えをいただきました。これは当然、令和8年度に在学中の子どもたち、生徒たちだからという点があるかと思いますが、これは小学校4年生から6年生、小学校の高学年とはいえ、この地域移行に対する意識調査というのは非常にちょっと難しくはないかという気がしておるところでございますが、これはどういった調査をされたか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

小学生に対しまして5つの質問をしております。

1つ目、休日の部活動が地域クラブへ移行する予定であることを知っていますか。

2つ目、中学校の先生以外が地域クラブを指導することはいいことだと思いますか。

3つ目、複数校の生徒と一緒に部活動をするのはいいことだと思いますか。

4つ目、休日の地域クラブへ参加しようと思いますか。

5つ目、休日の地域クラブへ参加するならば、中学校の部活動と同じ種目を選びますかという5項目について意識調査を行っております。

○8番（小山和也君）

子どもたちに分かりやすい文言で聞いてあるところは安心をした次第でございます。

これは聞き取り調査をされて、その後、集約、分析——内容は結構でございます。分析は行われましたか、どうでしょうか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

集約して分析を行い、当時の委員会のほうでも報告を行っております。

一例を挙げますと、知っていたか知らなかったかでは、約12%の子どもたちが知っていた、それ以外が知らなかった。また、休日の地域クラブに参加したいと思いませんかということにつきましては、参加したいと答えたお子さんが44%、不参加と答えたお子さんが56%でございました。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから御説明をいただきましたが、実はこれは私が思うところに、現在の中学生、1年生から3年生までも含めて、そしてまた、その保護者の方も含める、それと当然、先生方の意見も含める、そういった部分の意識調査をお願いしたいと思っております。

そして、中学生になりますと、やはり小学生の高学年よりも幾らか突っ込んだところでも考えてくれるところがございます。生徒たち、保護者の皆さん、また、先生方の御意見、そういったものを集約して、先ほど教育長が言われました推進委員会の中で展開をしていただきたいと思っておりますが、課長いかがでしょうか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

昨年度、児童の意識調査を行うのと同時期だったと思いますが、保護者の方、それから、教職員にもアンケート調査は行っております。

一例を申し上げますと、例えば、休日の地域クラブ活動で費用がかかるとするならばどのくらいまでは看過できるものなのかという意識もそのアンケートの中に含まれておったように思います。また、教職員の意識調査の中でも、休日の地域クラブが発足した場合にあなたも指導者として参加する気持ちはあるのかということも尋ねたと思います。

その結果につきましては、当時の委員会のほうに報告して協議をしておりますが、今、推

進委員会のほうも発足しておりますので、今後新たな調査等も検討していくべきかと思っております。

○ 8 番（小山和也君）

ありがとうございます。ぜひそういった形を持ってその推進委員会の中で展開していただきたいとお願いをしておきます。

ここでちょっと私の住む星野村——私は星野村ですけれども、星野中学校の部活の現況を調べてみました。

まず、現在1年生から3年生までで38名、稼働している部活動は4種目、現在は、3年生はもう今月卒業しますので、1年生、2年生が主としてやっているという校長先生のお話でございます。野球部が6名、剣道部が1名、卓球部が5名、それと、吹奏楽部が10名ということですよ。

まず、野球部は6名でどういった練習をしていますかと先生にお尋ねしたところ、野球部は現在、土曜、日曜に立花中学校のほうで他の中学校の生徒たちと一緒に合同練習をしているということだそうです。

剣道部の1名はどんなふうにされていますかとお聞きしたところ、星野村で小学生の少年剣道の練習が行われております。これは地元の剣友会の皆様にボランティアで御指導いただいているわけですが、その小学生の練習日に参加をしているというお答えでした。ただ、小学生の練習がないときは体育館で、1人ですから、素振りとか、私は詳しくありませんけど、打ち込みの練習とか、そういった練習だと思いますけれども、そういった姿を見かけたことはあるとおっしゃっておりました。

それと、卓球と吹奏楽部に関しましては5名と10名ということで、星野中学校の中で、校内で練習をしておるということでございます。

それでまた、今年3月に、38名のうち卒業する3年生が13名、新しく入ってくる4月からの新1年生が10名ということでございます。この新しく入ってくる10名の生徒たちがどのクラブを選択するか分かりませんが、しない子もいるかもしれません。でも、どちらにしても、部活として稼働するには大変厳しい状態じゃないかと思うところがございます。

国の総合的なガイドラインの概要の最後の部分に、部活動の地域移行に当たっては、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要であるとあります。

このことを考えたときに、地域移行というよりは、現在の星野中学校の野球部のように、中学校の通常授業終了後にほかの中学校と合同で練習するためのその練習会場に行くと。それも、土日だけでなく平日練習できる時があれば、毎日でなくても、月、水、金あたりに練習に行くということを行っていただきたいと思うところがございますが、そうなった場合

に一番問題なのが、先ほど申しましたように、その練習、例えば、野球部にすれば、立花町の練習場まで平日誰が送っていくかという問題が生じてくるわけでございます。このことを保護者のほうで送迎をしなくちゃいけないとなりますと、お仕事をしておられる保護者の方にとってはなかなかこれも厳しいという状況になってきます。

そこで、部活動専用のスクールバスを出していただきたいと、これは八女市に対してそういったことを思うわけですが、これは私個人の意見というわけじゃなくて、保護者の皆さんからもこういった要望がたくさん来ております。部活動が終わって、例えば、剣道であれば、上陽北浜学園で他の中学生と一緒に練習をする。野球は立花町の中学校です、サッカーは黒木町の中学校です。その練習会場までおのおの中学校から部活動専用のスクールバスを出していただくと。部活動終了後に、またそのスクールバスに乗って地元の中学校まで帰ってくるという形でございますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答え申し上げます。

今、星野中学校の部活動が、生徒が38名で野球部がありますが、この野球部が、去年でしたでしょうか、おととしてしたでしょうか、こども議会で作ってほしいという意見が出たんですよ。それで、校長のほうと相談したらつくっていいということでしたので、そこでつくって、それから活動をしている、そういう状況ですね。

今、議員おっしゃった、いわゆる拠点校をエリア方式といいますか、合同部活動でも、この部活動はここでやる、この部活はC校でやる、B校でやると、そういったことは、この広い八女市においてはとても有効な手段だろうと思っております。

もう御存じだろうと思えますけれども、この地域改革の期間の在り方につきましても、当初、令和8年度からもう完全移行と、完全にやっていくよということで、それでうちも検討委員会を立ち上げて取組を始めたんですけども、御承知のように、やはり遅々として進まない、この部活の地域移行というのはなかなか難しく進まないという現状がありましたので、昨年12月に中間まとめがまた出まして、改革実行期間として、令和8年度から令和10年度まで、これを前期、そして、中間評価をして、後期、令和11年度から令和13年度、ここまでで休日の部活動の地域展開をやっていこうとなりました。

それで、今、議員もおっしゃったように、やはり八女市の実情に合った望ましい在り方、これを見いだしていくというのがとても大事だろうと思っております、都会と違いますので、うち独自のこれは形があるのかなと。

その中の一つとして、スクールバスの活用、これももう考えなくちゃいけないのかなと、検討に値することだろうと、検討しなくちゃいけないことだろうと思っております。

そのほかにも、例えば、解決しなければならない課題がたくさんあるだろうと思っていま

す。

1つは、いわゆる地域クラブ活動を担う運営団体とか実施主体の体制の整備、あるいは指導者の質の保証、量の確保、これは受皿も含めて活動場所の確保、それと、今言った移動手段の確保、あるいは、これも今回こうやって質問していただいておりますので、いい機会になったのかなと思います、生徒とか保護者等、関係者等の理解促進、こういったことが大事なのかなと。

もう一つは、やはり生徒の安全確保のための体制整備と、これも怠ってはならないことだろうと思っています。保険なんか、学校の中でやる場合は全部保険掛かっていますけれども、全く無保険になりますので、そういったことも含めて、いわゆる受益者負担と公費負担のバランスとの在り方とか、そういったことも総合的に全部考えていかなくちゃいけないのかなと思っています。

これから八女市でもロードマップをきちっと作って、そして、一つ一つ実証実験をしながらその課題を解決して、八女市に合った、いわゆる地域展開の在り方というのを進めていきたいなと思っています。

○8番（小山和也君）

ありがとうございました。大変心強い御答弁をいただきました。やはり教育長が言われるように、地域性というものがございます。その地域の実情に合ったやり方を見いだして検討をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、中学校のこの部活動移行の問題は、実は先生方や生徒たちだけの問題じゃなく、地域としても非常に大切な問題なわけです。

例えば、先ほど申しましたように、自分の中学校ではしたい部活動ができないので、入学時からほかの地域の中学校に入学して部活動を行う子どもがいると。そうなってくると、地元から家族で引っ越されるケースも出てくるわけです。特に私の住んでいる八女東部地域は、人口流出の大きな引き金の一端となる可能性が十二分にあります。このことも踏まえたところで、この中学校部活動の地域移行に関してはぜひとも慎重に対処してもらいたいと思うところではございますが、その地域の課題、問題も含めたところで、最後に、箕原市長のお考えをお聞かせください。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、小山市議から御指摘いただいたとおり、中学校の部活動の地域移行というのは、その中学校に通う生徒さんのみならず、その地域の発展にも大きく関係してくるという認識は私も持たせていただいております。

今御指摘いただいたように、学校の部活動が行きたい部活がないので、中心部に、また、

ほかの自治体に引っ越すというパターンもあるでしょうし、今後、東部、山間部に移住者の方を呼び込むとなったときに、やはり中学校の部活の数が少ないというのはその地域に引っ越そうというモチベーションの低下にもつながると思います。

そういう中で、市議から御指摘あったとおり、今、令和8年度の完全移行、国全体の方針も今なかなか全国的に地域移行が進んでいない中で、国の方針もちょっと見直されているんじゃないかと、そういった話も私も耳にしておるところでございます。

そういった国の方針、今後の国の取組というのもしっかり注視する必要がありますが、この部活動の地域移行にかかわらず、まさに星野中学校を例に出していただいたとおり、もう既に今、平日の部活動でさえなかなか子どもたちは、特に山間部の中学校は自分の取り組みたい部活動がどんどん減ってしまっている。地域移行にかかわらずほかの地域に行かないといけないという子どもたちがもう既に大勢いるような状況でございます。

したがって、この地域移行の取組もしっかりと慎重に進めていきますが、そこをさらに、ひいては、この地域の発展という観点から、子どもたちが極力自分のやりたい部活動ができる、そういった環境整備はしっかり取り組んでまいりたいと思います。

先ほどスクールバスのお話いただきましたけれども、今、教育長からの答弁もあったとおり、やはりそこはちゃんと前向きに検討しないといけない。そのときにこの地域の実情に合ったというお言葉を先ほど取り上げていただきましたけれども、例えば、さっきの質問でもあったライドシェア、今ほかの自治体では、子どもの塾や部活の送迎にライドシェアの仕組みを取り入れている事例もございます。

そういった中学校の部活の地域移行、学校の教育、そこにとどまらず、地域全体の課題の解決に資する、そういった教育の在り方、また、公共交通の在り方というのも含めて、横断的な施策に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。前に一般質問をさせていただきましたときにちょっと教育関係のことを質問させていただきましたときにも申しましたように、八女市にとって子どもたちは宝です。この宝物を光輝かせていくのは私たち大人の役目です。未来ある子どもたちに投資をすることは決して無駄なことではないと思っております。体育会系、文科系を問わず、子どもたちの潜在能力を一番引き出せるのがこの中学生という年齢です。どうか子どもたちの輝かしい未来のために、そして、この八女市のために、早急かつ慎重なる御検討をお願い申し上げます。

本日2点目の質問になりますが、八女伝統本玉露についてお尋ねをしていきます。

まず冒頭、簗原市長にお尋ねをいたします。

現在、公務で大変お忙しくされておられるかと思いますが、御自宅に帰られて上着を脱がれてというのが至福のひとつかかと察するところでございますが、そんなとき、急須にお茶の葉を入れて自分でお茶を入れて飲まれるということはございますか。これは別にありませんと言われても、何でなかとですかとは聞きませんので、正直にお答えください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

最近はどうしても公務等の関係で自宅に帰る時期が少し遅くなる時が多いですので、私は帰ってからは、緑茶はあまり飲まないようにしております。というのは、私は睡眠の質を非常に重視しておりますので、緑茶はどうしてもカフェインが入っておりますので、私はもう寝る数時間前からカフェインは一切取らないようにしているというところで、緑茶は飲まないようにしておりますが、一方で、毎朝、もうこれは朝は必ず職場に着いたら八女茶を飲んでおりますし、また、お昼も毎日お弁当を執務室で食べておりますが、そのときも八女茶と一緒に飲むというのを毎日のルーティンとしておりますので、もうほぼ毎日八女茶には接しながら生活しております。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございました。

ちょっとお尋ねしたのは、現在、若い方のお茶離れということをよく聞きますので、市長も大変お若いので、市長はどうかなという観点からお尋ねしたまででございます。ただ、カフェインは大したあれじゃありませんので、お茶もなるべくお飲みになるようお願いをしたいと思っております。

それでは、質問に移らせていただきますが、八女茶の伝統と品質は、第78回全国茶品評会玉露の部で2年連続で星野村の倉住努氏が受賞されるなど、伝統本玉露の品質でその名声を維持しておるところでございます。平成27年には、お茶では全国で初めて地理的表示保護制度（G I）にも登録をされました。また一昨年は、八女茶発祥600年という大きな節目を迎えたところでございます。

また一方、海外に目を向けますと、日本全体のお茶の輸出量は、この10年間で約2倍以上に増え、昨年の輸出額は過去最高となるほど、欧米を中心に需要が高まっておるということを知っております。

ただしかしながら、伝統本玉露ならではの課題もいろいろと露出をしております。

ちなみに、G I取得後の平成27年の生産者は188名おられました。それが令和6年では77名、面積は21ヘクタールが現在は10ヘクタール、出荷量は12トンが4.2トンです。単価はキロ当たり11千円程度が現在15千円ぐらいいは上がっているものの、生産者、生産量は大きく

減少をしているというのが現況でございます。

そこでまず、順に質問をさせていただきますが、先ほど市長答弁の中で、JAさんとか、いろいろな団体との会議等に市からも委員として参加したり、聞いておるといふことの御答弁がございましたので、ある程度の課題の把握はしてあるかと思いますが、私自身は、一人でも多くの生産者の方に今の実情、そして、今後の八女市のどういった方向性でいかれるのかということを知ってほしいと思っておりますので、重複する点があるかもしれませんが、分かりやすい御答弁をお願いいたします。

まず最初に、生産者の方が頭を痛めてあるのが、現在の物価高騰に伴う、これはもう当然、人件費も価格がかなり上がっております。調べましたところ、現在、10アール当たり75千円の助成金が出ていとお伺いしております。ただ、これは日当に換算すると1人当たり約5千円程度の計算になるわけですが、今、日当5千円ではなかなか人を雇うということは難しいと思っておりますが、これは担当課長、いかがでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明させていただきます。

御指摘の手摘み費用に係る補助につきましては、価格低迷等により収益性が悪化している中で、平成24年度から、八女茶生産振興事業におきまして、伝統本玉露生産振興事業への補助の取組の一つとして、御指摘のように、反当たり75千円の摘採人件費2分の1相当額という形で補助をこれまで行ってきておるところでございます。

先ほどの市長答弁にもありましたように、いろんな会合等に出席し、議員のお声も含めますと、75千円が適当かというところもあると思います。

市としましては福岡県茶生産組合連合会はじめ、関係会議や懇談会等で支援強化の声が上がっている旨は認識をさせていただいております。

それから、手摘みの補助も、平成24年度施行以来、もう10年以上が経過しております。全国の最低賃金も千円を超えているなど、実際、星野等での雇用の現場の日当も聞きますと、その当時からすれば上がっている状況とお聞きしております。

伝統本玉露の生産には、すまきの確保、それから、作業の手間がかかるなど、全体的にお茶全体が販売単価と生産コストが見合っていない中、特に伝統本玉露は厳しい現状だと思っております。

そこで、八女市としまして、ちょっと話それますけれども、令和7年度に、生産コストの軽減を図るための拡充予算としまして、新たに生産資材、すまきの購入費用の一部を補助する予定としておるところでございます。

しかしながら、75千円手摘み補助、これに関する要望については声を認識しておりますので、今後、生産者、関係機関の意見を聞きながら、八女茶——高級八女茶でございます。そ

の基軸としまして伝統本玉露を絶やすわけにはいきませんので、そういった御指摘の手摘み補助の見直しというのは今後検討を行っていく必要があるというところでお答えにさせていただきます。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

実はキロ当たりの単価も非常に安いということを聞いておりまして、これは1番の質問に重複するところではございますが、今、課長のほうから答弁をいただきましたので、全体的な底上げという意味で、ぜひともここのところは検討をお願いしたいと思うところがございます。

次に、実は3番目に聞こうかと思っておったんですが、先ほどちょっと課長が触れられました伝統本玉露の真骨頂とも言うべきすまき、これがあるから伝統本玉露だと言えるんだと思うんですけど、この製造業者が非常に減少しているということで、このすまきの供給体制の確保が非常に厳しくなっておるということでございますが、この具体的な対策としては何か方法のほうとしては考えておられますか。課長お願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明させていただきます。

玉露の生産振興における諸課題たくさんございますけれども、すまきの確保の対策はということでございますけれども、先ほど御紹介あったように、伝統本玉露は棚がけということで、直がけでは技法としては成り立ちません。棚に間を空けて、すまきという資材でなければならぬという定義づけがございまして、すまきの確保というのは大きな課題であると思っております。

2つの問題があると思ひまして、先ほど御指摘のように、製造される方、職人さん、これも非常に少なくなっておるという声があります。それから逆に、稲わらの確保、これも問題の一つだと思っております。

まず、稲わらの確保につきましては、主に稲作をされる、自らお茶であり水稲される農家さん、それから、稲作生産者からの調達などをされて、生産者の方が自分で確保したわらを製造業者さんへ持ち込んでおられると思ひます。これも一定の手間と経費がかかりまして、稲わらの確保は今後の重要な課題であるということで1つ前置き述べさせていただきます。

それから、製造業者の確保でございますけれども、御認識と思ひますけれども、現在、黒木に1名しかおられないと聞いております。JAの茶業部会でも、現在、生産者の中からすまき職人を確保しようという検討もなされているということも聞き及んでおります。

市としましては、先ほど御紹介しました、まずは生産コストの軽減を図る意味で、すまき

購入の補助を令和7年度に検討しておりますけれども、御指摘のすまき製造に関する課題につきましては、福岡県をはじめJA等関係機関と連携しながら、すまき供給体制の確保については、まだ具体的な案は持ち合わせておりませんが、引き続き継続して情報共有しながら検討に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。このすまきがないと伝統本玉露じゃないと言われれば、もうそれで終わりですので、ぜひとも何とか市のほうとしても対策を考えていただきたいと思うところでございます。

ちょっと私、時間調整が下手で、なかなかもう残り時間があまりありませんので、次の質問は簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

生産者の皆様が最も頭を痛めてるのが、摘み手さんの確保という部分ですね。この問題は、八女市に限らず、全国的に人口減少と高齢化によって摘み手さんが不足となっている部分が大きな課題になっております。京都の宇治市や静岡県藤枝市朝比奈地区辺りでも、自治体のほうで摘み手バンクなどの事業を展開してありますが、この摘み手さんの確保という点で本市はどのように考えておられるか。

また、この摘み手さんの確保という点では、最近、外国の方の日本での国内就労が非常に多くなってきております。この外国の方の力を借りてこういったお茶の摘み手さんの確保をしていくということも一つの解決策ではないかなと思うところですが、日本の国内の方であれ、外国の方であれ、まず、お茶を摘まれる場合に、全くしたことのない方が即戦力になるわけではございません。国内の方であれ摘み手さんとして来ていただくにはやはり研修等が必要になってくるかと思いますが、外国の方もその点同じように研修をしていただいて雇うことができると思っておりますが、この点はいかがでしょうか、簡潔にお願いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明いたします。

摘み手の確保の問題でございます。

摘み手につきましては、伝統本玉露につきましては多数の人手を要するというのはもう御認識のとおりだと思います。これは反当たり大体延べ30人ほどの確保する必要があるというところでお聞きしております、高齢化も進んでおります。それから、天候で雨が降れば、また30人御破算するといいますが、そういった確保の問題もあります。

先ほど他産地の手摘みバンクとか、外国人の技能実習の活用という紹介もありましたけれども、外国人につきましては、JAのほうが外国人技能実習生という形で、一定そういった雇用のあっせんしておりますけれども、これは施設園芸の、特に電照菊ですね、これは周年

栽培という中で一定周期的に雇用できるというところで進んでおりますけれども、お茶につきましては、やはり繁忙期、農繁期といいますか、集中する、そういった中で、活用につきましては今後検討したいということで思っております。

1つ御紹介しますと、八女伝統本玉露推進協議会というところで、市なり関係機関で構成しておりますが、摘採ステーション検証事業というのを今実施することとしております。

この狙いは、ほ場内で枝を伐採し、農業倉庫などへ持ち込みまして、その倉庫の中で摘採作業等を行うものでございまして、比較のお年寄りの方が山場に登って摘んで、ちょっと暗い山陰の中で摘む、そういったことが倉庫に持ち帰ることによって、ほ場までの移動などの労力的な負担とか、倉庫で明るい照明のあるところで摘みやすいとか、比較的技術がなくても摘みやすいという部分もあるとお聞きしております。

それで、市としましては、令和7年度から本格的に、検証事業にはなりますけれども、摘採ステーション検証ということで、黒木、星野で5か所ほど、そういった事業を検証したいということで思っておりますし、令和7年度に向けて、星野地区は玉露の産地ですけれども、星野地区に茶業推進協議会というのがございまして、そこでも摘み手のサポーターの募集を既に地域内から募集しようというところで展開をなされております。

もう一つ加えますと、JAのほうで雇用支援としての短期雇用アプリということで、デイトークというのを、これも施設園芸中心ですが、一日の作業を簡単にスムーズにマッチングするようなアプリですけれども、こういったところも茶業農家のほうに説明会をこの春実施し、活用の推進を模索されるということもお聞きしているところでございます。

いずれにしても、伝統本玉露の技法を守る上では雇用の確保は継続的な課題であると思っておりますので、今後も福岡県、関係機関と連携しながら、他産地の摘み手確保の取組も注視しながら様々な雇用支援について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。ぜひ生産者の方がまた作ろうというやる気になられるような施策をお願いしたいと思っております。

それで、最後の質問になりますが、伝統本玉露を全国的に知ってもらおうという点では、企業に直しますと、生産性の向上及び販路の開拓ということに置き換えることができると思うんですけれども、実はふるさと納税の返礼品にこの伝統本玉露を活用できないかと思うところでございますが、現在、八女市のふるさと納税で伝統本玉露を採用した返礼品や事業者の数、また、寄附の実績等が分かれば、今日は担当課長お見えでございますので、答弁をお願いしたいところですが、よろしいでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ふるさと納税での八女伝統本玉露の活用でございますが、まず、返礼品数は12品目ございまして、出展されている事業者は4事業者でございます。

寄附の実績でございますが、令和6年度の最新のデータでは、4月から1月までの10か月間で、寄附件数が55件、寄附金額は1,087千円ということになっております。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

今、課長答弁の中で、返品品目は12品目、事業者数は4業者、寄附件数が55件、寄附金額は1,000千円ほどというお答えをいただきましたが、これは八女市のふるさと納税の実績からいうとかなり比率的には少ないように思えるんですが、前の会議の中で本年度108%とお答えが出ておりましたが、ここはもう少し品目、また、事業者数を増やすことはできるんじゃないかと思うところがございますが、これは課長、ちょっとお考えをお聞かせください。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

確かに言われるように、うちのふるさと納税の規模実績からいうと、まだまだ伸ばしていけるというか、むしろ伸ばしていかななくてはならないと思っております。現在40ぐらいの事業者でお茶の関係は出させていただいておりますけど、煎茶とかかぶせ茶だけを出している事業者さんにも、在庫数等の関係もあると思っておりますけど、もっと出していただけるようお願いをしたいと思います。

また、ポータルサイトを増やしながらかPRをしていきたいと思っております。今14事業者開設しておりますけど、今後、三越伊勢丹であったり、JAL（日本航空）でございますけど、こういう百貨店とか航空会社の系列のポータルサイトは高所得者層の方々が活用されておりますので、こういったところをターゲットにしながらか戦略的な情報発信をしてまいりたいと考えております。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。宣伝費、広告費、PR費と思えば、生産者の方から少々高く出してやって、八女市が買い取ってもらって、もっともっと全国的にその知名度を広げていただきたいと思うところがございます。

最後にちょっと市長にお尋ねいたしますが、今いろいろ質問しました。そしてまた、課長のほうからいろいろと御答弁をいただきました。

このような様々な課題を抱える伝統本玉露の生産ですが、今後どのような形で維持されて、そして、市長が言われるような、どのような形で世界に発信されていかれるのか、市長のお

考えをお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

私もかねてより「八女を世界に！」というテーマでこの八女の様々なブランド魅力を国内外に発信していくという、そういった方針掲げておりましたが、やはり八女伝統本玉露というのはこの八女茶の中でももう本当に一番最高級品目、八女茶の中でも代表するものでございますので、そのブランドの軸としてこれから打ち出していきたいと思っております。

そういった中で、今日、先ほどの質問で市議も御指摘いただいたとおり、国内ではどうしても若い人を中心に急須でお茶を飲む方が減っている。一方で、海外ではどんどん今、日本茶の人気高まっておりますけれども、今、その輸出量、輸出額、共に伸びている中で、やはり甜茶、抹茶の需要が特に伸びているという現状がございます。

そういった世界的な需要の流れもしっかり読みながら、一方で、やはりこの八女茶の魅力、八女茶の真髄というのは、このリーフ茶、特にこの伝統本玉露の中で現れると私も思っておりますので、そこはしっかり国内外にその魅力を発信していく、トップセールスで取り組んでまいりたいと思います。

ちょっと具体的な取組ですと、ちょうど先月、ドバイのフォーシーズンズホテルという高級ホテルでレストランをオープンされる方が、この八女茶を仕入れたいというお声、直接いただきましたので、八女伝統本玉露推進協議会にお願いをして、市役所で八女茶の伝統本玉露を含めた八女茶のテースティングの機会をつくったところ、新聞やテレビ等でも大々的に取り上げていただきましたし、また、ちょうど今月末には、2023年に福岡市にオープンしたザ・リッツ・カールトン福岡で八女ティプレスステージナイトという形で、国内外の富裕層やメディア向けにこの伝統本玉露の魅力を知ってもらおうというイベントも開催されまして、私もそこに直接お伺いをして、またそこでも自分自身でしっかりこの八女茶の伝統本玉露の魅力を発信していきたいと思っております。

そういった様々な取組を通じてこの伝統本玉露はじめとした八女市の魅力というものは国内外に発信してまいりたいと思っておりますが、何よりこれまでの議論の中でも言及いただいたとおり、そういったこの八女茶を後世に残していく、発展させていくためには、生産者さんあつての八女茶でございますので、今足元、生産者の皆さんが厳しい状況にあるというところをしっかりと受け止めて、先ほど課長からも答弁あったとおり、来年度予算ではすまきの補助等、拡充を提案させていただいておるところでございますが、引き続きこの現場の現状にも耳を傾けながら、生産者さんが引き続き質のいい本玉露をはじめとした八女茶を生産いただける環境整備、ここにはしっかり注力してまいりたいと考えておる次第でございます。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

八女市は、農林業を中心とした地域でございます。一番土台となる基礎的部分の農林業に従事してある皆さんの経済の安定と拡張がなければその中で生活している商工業の皆さんたちの未来は大変厳しいということでございます。市長が持つてあるグローバル的な感性と、そして、インスピレーションで、ぜひともこの八女市を次世代の子どもたちに安心して、そして胸を張ってバトンタッチできる市にさせていただきますことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

8番小山和也議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時25分 延会